

平成26年6月第2回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 平成26年6月4日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 山 口 孝 弘
- 10番 小 高 良 則
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 川 上 雄 次
- 22番 林 修 三

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 石 毛 勝
市	民	部 長 加 藤 多久美

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第2号)

平成26年6月4日(水)午前10時開議

- 日程第1 議案の上程  
議案第12号  
提案理由の説明
- 日程第2 一般質問

**○議長（林 修三君）**

6月4日、本日より3日間の予定で一般質問が行われますが、よろしくお願いたします。ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

山口孝弘議員より、一般質問をするにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第12号の提案理由の説明を求めます。

**○市長（北村新司君）**

本日、追加提案いたしました議案第12号は、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議会におきまして、八街市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について提案し、原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところですが、本案件は、地方税法の一部改正に伴い、法人住民税法人税割の税率及び軽自動車税等の税率を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

**○議長（林 修三君）**

以上で説明が終わりました。

議員の皆様に申し上げます。

ただいま議題となっております議案第12号の議案質疑については、他の議案と同様に、6月10日に予定していますので、5日の午後1時までに通告書を提出するようお願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり会派持ち時間制で行います。

次に、傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次質問を許します。

最初に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

## ○山口孝弘君

おはようございます。誠和会の山口孝弘でございます。

高齢化率の増加、若い世代の流失、出生率が県平均より低いことなど、将来の八街市の未来像を考えた上で改善し、すぐにでも対策を講じなければならないと感じております。そういったことを踏まえながら、通告に基づきまして、一問一答方式にて質問させていただきま

すので、執行部の皆様には明快なるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

質問事項1、魅力的で住みたい街を目指して。

要旨（1）八街成田国際空港間の路線バスの新設についてであります。

魅力的な街づくりを進めるには、利便性の向上が不可欠であると感じております。八街市から成田国際空港に就業している方の人数は約1千名。団塊の世代の方が退職され、成田国際空港を利用するにあたり、アクセスの改善を図っていただきたいとの声も多く聞いております。また、成田空港をお得に利用することができる成田国際パスポート（通称N. P A S S）の八街の利用登録者数も早600名を超え、そして、L C C（格安航空会社）の参入により、利用しやすく便利になりました。今後は、成田国際空港のターミナルも新しく生まれ変わることが予定されており、期待感は非常に大きいものと感じております。魅力ある街づくりの1つとして、八街・成田国際空港間の路線バスの新設について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

## ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご質問の八街・成田国際空港間の路線バスの運行事業者として考えられますのは、八街駅から京成成田駅間の路線バス住野線を運行しております千葉交通株式会社でございます。

成田国際空港までの新たな路線バス運行の可能性について、千葉交通株式会社に対して確認をいたしました。現在、各地域から成田国際空港まで直接乗り入れる路線バス、またはシャトルバスは、自治体などから補助を受けて運行している3路線のみであり、他の路線バスについては、成田国際空港まで公共交通を利用される場合、J R成田駅、または京成成田駅において、路線バスから鉄道に乗り継いでいただいているとのことでございます。

また、富里市においては、平成23年11月にプロジェクトチームとして富里市新アクセス構想研究会を設置し、成田国際空港から富里市を經由して八街市を結ぶアクセスを含め、新しいアクセス構想について調査・検討を行い、平成25年度末に報告書を取りまとめたことと伺っております。

その報告書には、「空港周辺地域が一体となったまちづくりの実現を目指す中で、新たなアクセスを計画の柱として位置付け、成田空港を起点とする広域的有機的な公共交通ネットワークの構築による、空港関連の機能をより補完的に担う地域として整備を行っていくことが重要であり、そこから新アクセスの種類やルートの検討なども段階的に進むものと考え」と記載されております。具体的な施策の提言に至らなかったものの、成田国際空港を起点とする広域的有機的な公共交通ネットワークの構築が重要との認識であります。

八街・成田国際空港間の路線バスの運行につきましては、路線として、需要動向がどれくらいあるか調査・研究が必要と思われまます。

また、運行事業者としての採算性、市としての費用対効果についても十分な配慮が必要と考えており、今後も空港周辺地域における新しいアクセスの動向にも注視してまいりたいと考えております。

#### ○山口孝弘君

先ほど市長答弁にもあったように、お隣の富里市では、プロジェクトチームを立ち上げました。富里市新アクセス構想研究会を設置し、これからの新しいアクセス構想について議論が進められたわけでございます。八街市も、新アクセスという意味では、議論が必要なのかなというふうに私は思っておりますが、そのことについてどのように考えか、お伺いいたします。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁いたします。ただいま山口議員さんがおっしゃられましたとおり、富里市につきまして、富里市の新アクセス構想研究会が立ち上げられて、議論されたというところでございますが、それを私どもの方で再度富里市の方にもご確認をさせていただいたところでございますが、その報告書によります活動記録等を見せていただきますと、かつて、富里を縦断するように、三里塚から八街間の軽便鉄道の面影をたどりながら、将来の街づくりの構想ということから、成田空港から富里を経由して八街につながるというような、新アクセスを調査・研究されたというところでございます。

発足当初につきましては、成田空港から八街までの交通システムの検討をということで始められたようですが、種々研修会などで街づくりの構想の中で、移動手段を考えるべきだというようなことから、作業過程におきまして、課題に対しますアプローチの修正、また成田空港周辺を空港の第二のフィールドというふうに位置付けているようでございまして、その地域づくりとあわせて新アクセス整備をするというような提案がされたということでございます。

広域的な連携の必要性につきましては、成田空港周辺地域が一体となった街づくりの実現が必要不可欠であると、そういうものを目指す中で新しいアクセスを計画の柱とされているということでございまして、その位置付けが必要であるというような、富里市のその研究会の結論でございました。しかしながら、具体的などころまでに至っていないというのが実情のようでございます。

これに対しまして、八街市としまして、富里と同じような研究会、プロジェクトチームの設置ということにつきましては、今後いろんな課題もございまして、現在のところはその設置につきましては考えていないというところでございますが、やはり、近隣でございまして富里市のそういった提案等、また具体的なものにつきまして、やはり空港周辺地域としてそれぞれの地域の特性を活かした街づくりが必要であるというふうには認識しておるところでございます。こういうことを踏まえながら、その重要性について再度検証しながら、八街市

の方も進んでいきたいというふうに考えております。

#### ○山口孝弘君

今のところは、そのプロジェクトチームを立ち上げる考えはないという話でもございました。やはり、これからのアクセスであったりとか、この街づくり構想というところで、アクセスというのはすごい、とても重要な役割を占めております。そういった意味では議論を進めるべきだと私は考えます。

ただ単に、そのチームがないから議論が進められないというわけではなくて、富里市としては、先ほども言っていた軽便鉄道の関係もあってそういう議論が進められたと、そういう街づくりを進めたいという、そういう芯があるわけですね。八街市も、これからその一本芯が通ったような考えを持って議論を進めていかなければならないというふうに思っております。今後、もしかしたらあるのかもしれないのは、富里市さんから、交通網を整備しませんかという問いかけであったりとか、協力、一緒に街づくりを進めていきましょと、一体となった街づくりという議論が今後進められる可能性があります。そういった際には、どのように進めていくのかが重要だと思います。

今の現状の八街市の立ち位置というところも十分認識しながらだとは思いますが、市長は、この交通網については、富里市とか、もしそういうお声がかかった際には、もちろんその議論をする必要があると思いますか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

山口議員のおっしゃるようなさまざまな施策におきましては、市町村間の相互協力は大変重要だというふうに認識しております。特に、私の基本的な考えは、1つの街の発展は1つではいけない。近隣市町村とともに発展していくというのが、私の考え方でございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思っております。

ご質問の路線バス事業でございますけれども、千葉フラワーバスが運行する八街駅―成東駅間の八街線につきましては、国、県の補助金の交付、また八街市、山武市が協調して補助金を交付することにより、路線を維持しているということでございます。その理由といたしまして、生活路線としての重要性、特に小学生の通学の足の確保が必要であるとの認識から、市として補助金を交付することにより、路線の維持を図っているところでございます。

本市といたしましては、成田空港周辺地域としての立地条件を踏まえた街づくりの推進が重要と考えておりますが、富里市と連携して路線バスの運行を図ることにつきましては、多くの市民の皆様が生活路線として必要と考えているかどうか重要でありまして、路線としての需要があり、採算面で合えば、バス事業としても運行するものと思われま。

しかし、各地域と成田国際空港を結ぶ路線バスが相次いで撤退している状況の中で、新たに八街・富里・成田国際空港間の路線バスの運行の実現性は、現時点では非常に厳しいものと言わざるを得ませんが、山口議員のおっしゃるようなさまざまな施策におきまして、市町村間の相互協力は大変重要であるというふうに思っておりますので、今後ともそうした考えのもとに、近隣市町村とは相互交流あるいは相互情報交換、相互協力はしてまいりたいと

いうふうに考えております。

#### ○山口孝弘君

先ほど市長もおっしゃられたように、相互協力、街の発展は1市だけではなかなか解決できない問題が多々あると。相互協力が必要だという認識は十分、私も認識しております。ぜひとも、この議論は進めた上で、将来のこの八街の将来像というのをぜひとも構築していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、要旨（2）八街市全体であいさつ運動をについて質問いたします。

私は、この八街市を日本一の挨拶ができる街にしたいと思っております。それはなぜか。人と人とのきずなや社会性は挨拶によって醸成されるというふうに思っているからでございます。八街市の現状を申し上げますと、区の加入率は50パーセントを切りました。地域機能は徐々に低下しているのではないかというふうに思っております。

私も、さまざまな視察地域を見ておりますが、社会性、公共性の高い地域ほど、子どもも大人も、分け隔てなく挨拶ができる。会ったら挨拶ができるというふうに気付かされております。やはり、この挨拶ができるというのは、その地域のきずなを深め、魅力ある街へ進めるため、とても重要なことなのかなというふうに思っております。

そこで、八街市全体で挨拶運動をしていくべきだと私は思っておりますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

挨拶はコミュニケーションの基本であり、挨拶を通して公共心や社会性を醸成していくことは、子どもに限らず、大変重要であるというふうに認識しております。また、子どもの見守り活動の中で、子どもの登下校時に大人からの挨拶・声かけが行われることにより、地域住民が日常的に子どもを見守る意識を高め、防犯や事故防止にもつながっております。

まずは、市役所においても、職員が来庁者の皆さんへ率先して挨拶をしていくことが、来庁者への親切な対応につながるとともに、気軽に声をかけ合い、顔の見える地域社会を形成していく上でも大切であると思っておりますので、職員研修などの機会を通じまして、改めて教育してまいりたいというふうに考えております。

また、子ども達につきましても、既に幼小中高連携教育における6つの活動の中の1つにあります「あいさつ運動」が定着していることから、市役所における取り組みなどを契機に、地域においても自発的な取り組みにつながればよいと思っております。

山口議員のこの提案は、大変ありがたく、そして謙虚に受け止め、しっかりとそういうふうにするよう私自身も心がけてまいりたいと、そういうふうに思っております。

#### ○山口孝弘君

ありがとうございます。市役所からあいさつ運動をしていくという答弁をいただきました。一歩前進だと感じております。やはり、挨拶をされて挨拶をして、悪いと思う方はいません。気持ちがよいと思っております。役所が以前と変わったなという変化がとても重要だと思っております。

で、ぜひともよろしく願いいたします。

ぜひとも市長にお願いしたいんですが、せっかく取り組むのであれば、八街市のこの八街市役所からあいさつ運動を始めると。せっかくでありますから、日本一挨拶ができる市役所にしていこうじゃないかという気概を持ってやっていただきたいと思いますが、その点はぜひともお願いしたいんですが、どうでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

挨拶は大変重要だというふうに思っております。そういう点で、今、山口議員が日本一の挨拶をする街にしていきたいと思いますというような声かけでございます。私どもも、私自身も含めてそうしたようにするように、今後とも全力でそうした活動をしてまいりたいというふうに思っております。

#### ○山口孝弘君

この挨拶というのは、お金をかけなくてもできる、すぐさま行動に移せるという意味ではとても重要でございます。すぐにできることでございます。来庁者のみならず、この市役所の中で職員同士でもこういう挨拶をすることによって、お互いを意識し、そしてお互いを敬い、挨拶によってきずなであったりチームワークが生まれていくと思っております。ぜひともあいさつ運動がこの八街市全体に広がるようお願いいたします。

次に、要旨（３）若者を支援するための結婚祝い金、出産祝い金などの創設を、についてでございます。

先ほど、議長に許可をいただきまして参考資料を配付させていただきました。

かねてより、八街市の人口減少問題、少子化問題について何度も質問をさせていただき、何とかせねばならぬというふうに思っておりました。

この新聞記事は、若い女性が５０パーセント以上減少すると、出生率が上がっても人口を維持できず、最終的に消滅する可能性があるとして、国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースに、２０１０年からの３０年間で、２０～３９歳の若年女性が５０パーセント以上減る市町村を消滅可能性都市とするもので、その結果、２０１０年と比較して若年女性が半分以下に減る自治体は、全国の４９．８パーセントにあたると。８９６市町村にのぼるといふ衝撃的な記事でございます。

我が八街市もその中の１つというふうには選ばれました。危機感を持つとともに、対策をしっかりと立て、魅力的な街にしなければならないと強く感じた次第でございます。

若い世代が住み続けたいと感じるのは、幾つか考えられますが、仕事先、就業先が近いこと、環境面がよく利便性が高いこと、そして行政サービスが行き届いていることであると思っております。若者に対して支援している、応援をしている市であるということをしかりとＰＲし、そして行動していくということが、とても重要であると思っております。

そこで、若者を支援するための結婚祝金、出産祝金などの創設については、どのようなお考えなのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の人口は、平成16年2月末以降、減少傾向にあります。対前年比較で本市における人口の推移を見ますと、平成22年3月末では、355人で0.5パーセントの減、平成23年3月末では、497人で0.6パーセントの減、平成24年3月末では、691人で0.9パーセントの減、平成25年3月末では、818人で1.1パーセントの減、平成26年3月末では、667人で0.9パーセントの減少でありました。過去5年間で、3千28人、3.9パーセントの人口減少となっております。

また、5月9日付の新聞報道で取り上げられておりましたが、日本創成会議の分科会で発表しました、20代・30代の若年女性の数が、2040年には、2010年と比べて半数以下となる自治体数が全体の49.8パーセントに上るとのことであり、八街市におきましても、マイナス61.0パーセントとの人口変化率が公表されております。

市といたしましては、人口減少問題を重要課題として捉え、全庁体制で人口減少要因を分析し、実効性のある総合的な施策の立案が必要と思われることから、庁内において、副市長を議長とし、関係部課等の長による八街市人口減少問題対策検討会議を5月30日付で設置したところでございます。

若者を支援するための結婚祝い金や出産祝い金などの給付金制度の創設につきましては、その有効性を検討するとともに、他の施策についても視野に入れながら、今回設置いたしました八街市人口減少問題対策検討会議の中で調査・検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○山口孝弘君

ありがとうございます。この八街市の現在の立ち位置というものを、今回の新聞記事で十分理解をしたわけでございます。その危機感という意味で、早急に八街市人口減少問題対策検討会議というものを立ち上げていただいたということに対しては、大変評価するものでございます。

しかしながら、これを一体的に進めるにあたりまして、今後、その会議がどのように有効的に活用し、そして前へ進めるための会議として進めなければならないと感じておりますが、今後どのように進めていくのか。また、この対策等、今の現状で考えていることがあれば、お伺いいたします。

以上です。

#### ○副市長（榎本隆二君）

今後、どのような形で検討を進めていくのかというようなことでございまして、私は人口減少問題対策検討会議の議長という立場を仰せつかっておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。

5月30日に人口減少問題対策検討会議を発足いたしまして、第1回会議を6月2日に開催したところでございます。今後、この検討会議と、それから若手職員によりますプロジェクトチームをそれぞれ数回開催いたしまして、概ね1年程度をかけて報告書を取りまとめて

まいりたいというふうに考えております。

最も、この間におきましても、次年度の予算要求に反映させた方がよいような取り組みがあれば、それも検討をしてまいりたいというふうに考えております。

また、検討の過程におきましては、人口減少の原因分析や先進地の取り組み事例の収集、それから各課からの事業提案等を行いたいというふうに考えております。

また、県におきましても、若手職員によるプロジェクトチームを作り、検討を始めているようですので、県からの情報収集なども行いながら検討を進めて行かれればと、このように考えているところでございます。

以上です。

### ○山口孝弘君

副市長、ありがとうございます。初めての答弁ですか。

私は、この人口減少であったりとか若者を支援することは、やはり総合力だと思います。総合力がなければ、1つの問題、1つのことに集中して、では、それが解決できるかというところ、それはなかなか難しい。しかしながら、この総合力で、この街の魅力であったり、子どもを産み育てやすい環境を作るとか、総合力があって、初めて人口減少というのを食い止める、もしくは減少するのを少しでも緩やかにすることができるのではと思っておりますので、この会議に期待しております。ぜひとも、今後報告等もあると思っておりますけれども、念入りなそして危機感を持って議論していただき進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、要旨（４）魅力的なイベントとして学校給食が食べられるイベントをという質問でございます。

この質問は、例えば制度とかそういった類ではなくて、市民の皆様喜んでいただけるような施策を、そしてほかの市町村ではやっていないような施策をということの思いで、質問をさせていただきます。

八街市では、センター方式で、地産地消や栄養バランスを留意しながら安心安全、そしておいしい学校給食を各児童・生徒に提供しております。学校給食といえば、小学校、中学校のときにしか食べることができず、我々大人もよい思い出として今でも記憶しているところでございます。

全国的に見ても、気軽にこの学校給食を食べることができる機会というのは少ないというふうに思われます。だからこそ、どこの市町村よりも先駆けて、気軽に食べることができる楽しいイベントとして、この学校給食を食べることができるイベントにぜひとも取り組んでいただきたいと思います。お伺いいたします。

### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校給食につきましては、地産地消に留意したさまざまな食材を使用して、栄養価や季節感を考慮した、バランスの取れた、安全でおいしい給食の提供に努めております。

また、栄養士と学校が連携して、各学校への食に関する指導訪問の実施や八街教育の日月間にあわせて、生徒が考案したメニューを献立に取り入れるなど、食育の充実に努めております。

さらに、年間を通しまして、家庭教育学級などの団体が、施設見学や栄養士による講話を受講後、児童生徒と同じ給食を試食しており、平成25年度の実績としましては、延べ34団体、393食を提供いたしました。

今後も、学校給食を多くの方に体感していただき、地産地消や食育に対する関心を高めてまいりたいと考えております。

なお、イベントなどでの提供につきましては、現状では施設面や衛生面において、難しいものと考えております。

### ○山口孝弘君

施設面、衛生面においてなかなか難しいというような話でございましたが、各家庭教育学級の団体であるとか、提供しているわけでございます。そういうふうに考えますと、やり方によっては進めることができるんじゃないかなというふうに思います。

もっと柔軟に考えていただいた上で、今のはやりで言いますと、工場見学をご存じですか。工場見学がすごい盛況に行われているというふうに聞いております。この学校給食センターで工場見学のような形で、2階に上がれば見学できますよね。その見学をしつつ、学校給食の理解を深めていただき、そしておいしい学校給食を食していただくといった、そのようなイベントというか。今までは多分受け身だったと思うんです。受け身から自らが発信してこういうイベントを立ち上げます。こういうことがあるので、ぜひとも学校給食センターに来てくださいとか、そういった自らが発信していくような街づくりが、今後必要だと私は思っています。

そういった意味で、学校給食というのは、とても魅力的なイベントの1つになるんじゃないかと思っておりますが、どのように、学校給食センターとかそういったところを活かしての提供というのはなかなか難しいものなのではないでしょうか。その施設面、衛生面という話ではありましたが、人員配置が難しいのか、それともたくさんの方が来るからそういう意味で難しいのかというところがちょっと理解できないのですが、その点をもう少し詳しくお聞かせください。

### ○教育次長（河野政弘君）

お答えいたします。給食センターの調理施設につきましては、少ない給食数を調理することはできないということで、土日の提供は困難であるというふうに考えております。

また、試食場所につきましては、学校またはセンターでお願いしており、イベント会場などでの提供は、衛生的なところで難しいというふうに考えております。

なお、平成25年度の給食の試食の実績を見ましても、先ほど紹介をいたしました団体のほかにも、文教福祉常任委員会の皆様、あるいは中央公民館で開催されております生きがい短期大学の皆様、教育委員の皆様が給食センターで、また和洋女子大学の学生さんなども、

研修の一環として調理、試食をされておるといふふうに伺っております。そのほか、各学校では、ゲストティーチャーの方も試食をされております。

学校給食に関心を持っていただきまして、また試食を通していろいろなご意見を伺うということにつきましては、給食センターにとりましても意義のあることというふうに考えますけれども、今後も、給食センターの本来の使命である小学校、中学校の児童生徒に、安全で安心な給食の配食ということに努めますとともに、給食に対してもし関心のある方、またグループなどございましたら、給食センターとしては積極的に受け入れていきたいというふうに考えております。

#### ○山口孝弘君

今、次長がおっしゃったように、安心で安全というのが一番だと思います。しかしながら、やり方は幾らでもあると思うんです。もちろん、今、自分が例として申し上げたのは学校給食センターであります。例えば保健センターの3階でやられている事業所さんが手を挙げて、うちも学校給食をメインにした給食サービスみたいなものを作ってみたいという声があったりとか、もちろん、学校給食センターが稼働しているときじゃないと提供はできないということは十分認識をしております。

学校給食センターへ自分は何度も入ったことがありますけれども、人との交流というか接触がないように作られておりますので、考え方によっては、前もって予約していただければ、常にそういうようなイベントができるんじゃないかなと私は思っております。ぜひとも、今後、柔軟に考えていただきまして、八街市の魅力的なという意味を込めて、ぜひとも今後考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最後に、魅力的な街づくりという意味では、先ほども申しましたが、総合力であるというふうに思います。人口減をしますと、もちろん、一番危惧されるのは税収の減少ということも考えられます。近い将来、子どもたちが大人になったときにはどんな日本になっているのか、どんな八街になっているのかという課題を見せ付けられた、そんな新聞記事でございました。

人口減少問題は、効果が出るまで長い時間を要します。早く取り組めば取り組むほど効果は上がります。ぜひとも、今できることから始めていただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（林 修三君）

以上で誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

#### ○石井孝昭君

誠和会の石井孝昭でございます。

この6月議会においては、榎本副市長においては、八街市にとって初めての議会対応ということで、ご苦労さまでございます。県とのパイプ役として、大所高所に立って、今までの県職員としての経験や知識をこの八街市にさらに注入していただきますことを、よろしくお

願いを申し上げます。

この議会においては、3点の質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、暮らしやすい街づくりについてでございます。

質問要旨（1）環境問題についてご質問させていただきます。

①この八街市においてヤードの現状について。

国語辞書を見ますと、ヤードとは、①庭の中庭、②鉄道の操車場、③また自動車の解体施設、④作業場や仕事場というふうに国語辞典では出てきますけれども、今回は自動車の解体施設や場所等という意味で質問をさせていただきます。

ヤードの設置自体は違法ではありませんが、そのヤードの外観は、人里離れた山奥や郊外の農地などの敷地を高い鉄板などで囲って、外部から見えないように設営をされております。内部には、作業員が寝泊まりをするコンテナや自動車を解体する作業場、また資材置場などを設置しているようですが、八街市内にはどれぐらいのヤードが存在するのか、現状についてご質問をさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ヤードとは、事業地を鋼板等で囲み、他と区分した施設を指すものでございますが、千葉県警察の調べによりますと、県内の自動車関係のヤードは473カ所で、印旛管内では328カ所、八街市内では16カ所あると聞いております。

○石井孝昭君

県内473カ所、八街市16カ所ということでありましてけれども、全て正規なヤード、不法ヤードというわけではないと思っておりますけれども、このヤード自体の特質や種類の把握はされておりますでしょうか。例えば自動車の解体とか電気部品の解体が幾つかあるという把握はされておりますでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

このヤードの箇所数については、千葉県警察において把握した数字でございまして、中での作業的な内容についての箇所数については、把握しておりません。

○石井孝昭君

今後、どれぐらいの数があるかは適切に調べておいていただければありがたいというふうに思います。

続いて、②八街市内における不法ヤードの現状と対策についてでございます。

ヤードが全国で最も多い千葉県では、今年に入って、3月までに自動車被盗まれる被害が771件と全国で最多となっております。

ヤードの中には、自動車の解体や中古車を取り引きするための許可を受けて、正規の業者として経営しているところもありますけれども、県内で確認されているヤードの8割は経営者が外国人で、外からは見えにくい作業場のため、盗難車を解体して海外に運び出す拠点となっていたり、覚醒剤や薬物の密輸の受け渡し場所となっているケースがあるというふうに

報道されております。

今現在の法整備の中で、不法ヤードと呼ばれる施設は八街市にはどれくらいあるのかを、お聞きいたします。また、対策についてもあわせてお聞きしたいと思います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

不法ヤードとは、古物営業法、自動車リサイクル法、都市計画法、廃棄物処理法などに違反しているヤードのことで、鋼板等で囲まれていて内部で行われている行為の確認が困難なため、不法ヤードであるかどうかの判断が難しいところがございます。また、本市に申請される農地転用及び都市計画法等の許可が必要な場合については、土地利用等の概要は把握できます。

なお、市といたしましては、県におきまして条例が制定後、条例を勘案し、県及び警察、労働基準監督署などと対策を進めてまいりたいと考えております。

**○石井孝昭君**

吉野部長、これからゆっくり質問させていただきますので、よろしくお願いします。

八街市の中では、ヤードと呼ばれたり、特定施設と言われている施設もありますけれども、今年に入って、一昨日も山武市で不法ヤードの摘発がテレビでも報道されて、外国人が逮捕されていまして。自動車を解体して集積してある映像がテレビで生々しく映し出されておりました。

今年に入って、県は7千335万円の予算を組んで、不法ヤードの対策事業に乗り出しております。不法ヤードの対策を進めるために、捜査の機材を大幅に拡充して、全てのヤードの立入検査を行うなどの取り組みを一層強化するというふうにしておりますけれども、これは、千葉県警の取り組みとあわせて、県の廃棄物指導課が今順次その方向で進めております。

八街市にもたくさん外国人が住んでおりますけれども、ガーナ人とかイラン人、パキスタン人、スリランカ人、中国人、ナイジェリア人、ブラジル人、カメルーン人、ウガンダ人、ロシア人、このような外国人の8割、9割が不法残留等も見受けられるというふうに言われておりますけれども、八街市の中で在住している外国人の中で、ヤードの事業に参入している外国人の数は、まずわかりますでしょうか。

**○経済環境部長（吉野輝美君）**

外国の方が作業されている人数的な、情動的なものは、市においては情報としては入っておりません。

**○石井孝昭君**

総務部長にお聞きしますけれども、外国人は何名、八街には在住していますか。登録者数です。今わからなければ後で結構です。

**○総務部長（石毛 勝君）**

申し訳ございません。私の今手元には資料がございませんので、後ほど。

**○石井孝昭君**

すみません。住基上何人いるかということで結構ですけれども、やはり、そのような外国人の方がどのような仕事についているのかを把握する責務が、行政にもあるのかなというふうに思います。また、このようなヤードの8割から9割が外国人ということでもありますので、その辺の所在もある程度把握をされる必要があるのかなというふうに思います。適正に営業されている方もたくさんいらっしゃる中で、全てが不法ヤードと決め付けることはできませんけれども、そのような次善な対応ができればというふうに思っております。

それでは、次ですけれども、③の千葉県ヤード設置適正化条例についてご質問をさせていただきます。

ヤードは、住宅街から離れた山林など普段は使われていない土地を借りて事業経営しているケースが多いということですが、警察は行政と連携しながら、土地の所有者に対して、違法な業者には土地を貸さないなどの、呼びかける取り組みを進めていくことにしております。

この流れの一環として、平成24年10月23日に、盗難車の解体など、犯罪の温床と指摘されるヤードの規制を図るべく、県は県警察と協力をして県不法ヤード対策協議会を設置しました。県廃棄物指導課によりますと、今年の3月にパブリックコメントを実施して、法整備のため検察庁と協議中とのことでありましたけれども、八街市として、県が不法ヤード設置適正化条例を整備していく上で、本市としても対応していく必要があると思われませんが、いかがでしょうか。ご質問いたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

県においてヤード条例施行に向けた素案がまとまったため、パブリックコメントを実施し、現在のところ検察庁との協議を行っているところでございます。

今後は、検察庁との協議が終了後、条例の制定をし、立入検査体制の整備、県内への周知を進めると聞いております。

#### ○石井孝昭君

今、整備をしているということでもありますけれども、全国でもヤードのこの取締条例を設置している県や自治体は今のところありません。自動車リサイクル法や古物営業法等さまざまな法律との整合性を図っているということの調整中ということですのでけれども、自動車の窃盗をはじめとする犯罪は、全国で千葉県が一番多いということでもあります。

お聞きしているところによりますと、やはり成田空港があるということと、周りを海で囲まれているということで、特に、近隣の四街道市や佐倉市が千葉県で一番多いと。八街もその例外ではないというふうにお聞きをしております。有料道路、高速道路があるということで、その周りにどうしてもヤードをつくって、そこから搬出をして海外に行くということが多いように思われます。

県が法整備するということを待つのではなくて、先ほど申し上げましたけれども、本市としても、まず実態調査から始めていただくことはできないでしょうか。部長、その辺の意向をお聞きしたいと思います。

### ○経済環境部長（吉野輝美君）

本市の中での実態調査というご質問でございますが、県でも今条例化に向けてパブリックコメントまで終了し、条例化に向けているところでございまして、それら条例ができ次第、県との連携を図りながら、車両盗難等の関係で県警察の方では重視しておりますので、それらとして連携をとりながら対応していきたいというふうに考えております。

### ○石井孝昭君

その警察との連携なり、県の条例ができたらということでもありますけれども、実際調査を早急に進めていただくことを、お願いをさせていただいて。

そのヤード自体ですけれども、自動車の盗難だけじゃなくて、南部地域にも結構ありまして、電器製品とかペットボトルの解体工場を外国人が経営していたりして、結構騒音問題も多く取り沙汰されております。滝台地先には、ペットボトルとか電器製品を解体して、近隣住民が夜眠れないと。営業時間として適正を図っておるんですけれども、時間外に持ち込んでそれを解体しているというところも見受けられます。

この八街市の環境保全条例を見ますと、騒音の場合は約45～60デシベル、地域によって違いますけれども、第一種低層地域、もしくは第一種住居地域、第二種住居地域は40～55デシベルという音の規制基準が、八街市の条例によって規制されておりますけれども、その音の規制に関しては、どのような指導を行っているのか。また、巡回等を含めてご質問させていただきたいと思います。

### ○経済環境部長（吉野輝美君）

ヤード的な騒音についての関係でございますが、ヤード内での機械によりまして騒音に係る内容ですが、特性施設の届け出等、市の届け出が必要となっております。この区域区分によって変わるわけですが、本市の農村地帯における騒音に対する内容としては、昼間によっては8時から夕方7時までは60デシベルです。朝の6時から8時までと夕方7時から10時までが55デシベル、午後10時から翌日の朝6時までが50デシベルとなっております。これらの規定がありますので、それら現状のものを調査、検討してまいりたいというふうに考えております。

### ○石井孝昭君

夜も眠れないということで、何度か苦情も環境課の方に申し上げたということもお聞きしておりますけれども、オーナーが日本人じゃないというと、現地に行きますと、そこは中国人の方たちでしたけれども、代表がいなくてわからないと、従業員の聞くと、片言の日本語で、オーナーに話しておくということなんですけれども、代表取締役の責任、代表責任というのはあると思いますので、できればそういった苦情等がありましたら、その代表者の方にしっかりと適正な指導を行って、巡回をしていただいて、今後の対応をしていただきたいというふうにお願いを申し上げるところでございます。

### ○議長（林 修三君）

申し上げます。

ただいま、石井孝昭議員の個人質問中ではございますが、ここで10分間の休憩に入ります。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時08分)

○議長（林 修三君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、加藤市民部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市民部長（加藤多久美君）

先ほどの外国人の住民登録の関係ということで、担当部長の私から答えさせていただきます。

住民基本台帳の登録としては、平成26年3月末で、外国人の方が1千508人。1年前の平成25年3月30日で1千487人ということで、若干の増という感じになっております。

○議長（林 修三君）

それでは、続いて石井孝昭議員。

○石井孝昭君

私の質問が悪くて誤解を招きましてすみませんでした。部長、ご丁寧な答弁ありがとうございました。

続いて、質問要旨（2）農地転用問題についてご質問をさせていただきたいと思います。

農地法に基づく農地転用許可制度は、食糧供給の基盤である優良農地の確保という要請と、住宅地や工場用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的、または投機目的での農地の取得は認められないことと、今はされております。

昨今の本市の農地転用の現状はいかがか、お伺いをさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年度の農地転用の申請件数につきましては、所有者自らが農地以外のものにする農地法第4条申請が25件、権利の設定や移転が伴う第5条申請が99件で、合計124件でありました。

転用の目的については、住宅や店舗用地が45件、太陽光発電施設用地が34件、駐車場が20件、資材置場や車両置場が14件、進入路などの道路用地が5件、農地造成を伴う一時転用が6件ありました。

○石井孝昭君

転用の詳細についてご答弁をいただきました。やはり農地を区分して住宅、要は離れ等を建てられる件数が45件、太陽光が今34件ということでありましたけれども、地元の農業

委員さんにお聞きしますと、昨今は太陽光の農転申請が非常に多くて、その対応が急がれているというふうにお聞きをしております。

そんな中で、農地にも種類がたくさんありますけれども、第一種農地は、数年前より概ね20ヘクタールから10ヘクタールに、一団の農地は原則としてこれは認めませんということになりました。この農地転用については非常に規制がかかっているということでもあります。やはり、農業振興地域とその上に北総中央用水の受益地という大きな網がかかっておりますけれども、この受益地も含めて後継者や、また担い手を育てていかなければいけない。また担い手がない地域が非常に増えております。高齢化をする八街市の中で、農地を負の遺産と考える農家経営者、兼業農家の方もたくさん、最近では耳にしております。

そういうような中、今後の農地の対応が問われる時代となったというふうに、先般の新聞報道にもありましたけれども、今までと同じように農地法で縛って農地転用を厳しくする方がいいのか、もしくは逆に、今、国が進めておりますけれども、多少緩和しながら、地元の別の意味での発展に資するかということが問われておりますけれども、農業委員会としては、どのような考えをお持ちでしょうか。

#### ○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

お答えいたします。今、石井議員からご指摘がありましたように、農地の転用につきましては、大分、昨今太陽光発電というものの申請がございまして、特に太陽光については、大型の太陽光発電の規模というものが現在上がっている中において、国の方で、優良農地を確保すべしという意向があるのかにおいて、先ほど石井議員からありましたように、20ヘクタールから10ヘクタールへということで、厳しくしていくということになってきているところでございます。

ただ、農業委員会とすれば、以前から農地等の近代化を進める中において、ともに共存していく中において、限られた用地を計画的に誠意を持って進めていくという中での農地転用の第4条、第5条というものが現在あるわけであって、今後このようなものを、現在もそういったものに基づいて計画的な事業着手するものについては、適切な審査を行い、実施していくという中での農業委員会の担いがあるわけですが、そういったものを、現在ある中において、いろいろなさまざまな、TPPとかいろいろ今、世界を取りまく条件がある中において、いろいろな模索がされているようでございます。農業委員会としても、それらの国の動向等、また、指針等を踏まえて、今後そういうことを注視しながら適切に対応していきたいというふうに考えています。

#### ○石井孝昭君

農地法第5条に適用する、例えば第一種農地の第5条申請が上がったときの条件は、これが許可される方向のときは、どのようなときに第5条許可がされるのか、ご質問いたします。

#### ○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

基本的には、第一種農地は優良農地でございますので、転用は原則にはならぬというのが基本でございます。

ただし、この用途の使用法が衣食住、あと福祉関係、あと農業用施設というものの転用のためのものであれば、それについては、すぐ窓口でオーケーとはできませんが、県に判断を委ねて、転用という形を現在とっているところでございます。

以上です。

#### ○石井孝昭君

農業に資するということで、そういった衣食住に伴うものであれば、検討の余地があるということでありませけれども、農地転用は今後大きな問題としてなってくると思います。

富士山が世界遺産になりましたけれども、三千数百メートル高いということは、それだけ広い農地という裾野があつて富士山が高いわけで、その裾野のある農地を守っていく農地法に関しては、非常に大変重要なことであると思いますので、今後もそのような意味合いで、転用していく、受け付ける部分は受け付けていくということと、農地として守っていくことを峻別していただいて、指導を発揮していただければありがたいというふうに思う次第でございます。

次の質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、ヤード等の件についてですが、②滝台地先における農地転用問題についてご質問をさせていただきます。

二州小学校の近くの滝台地先に、先ほど質問をさせていただきましたヤードの設置許可を求める農地転用問題が、先般起こりました。

二州地域を含めた南部地域は、ご存じのとおり、生活する水は地下水を利用しており、おいしく安心安全な水を守っていくことは、生活していく上で必要最低限の生活権利であります。このたびの唐突な業者からの申請は、近隣住民を驚かせただけではなく、滝台区としての大きな問題となり、幾度となく臨時区会が開かれ、この問題の対応を協議されたとお聞きしております。

この滝台地先における農地転用問題についての詳細について、ご質問させていただきます。

#### ○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

それでは、答弁いたします。滝台地区において、車両置場用地とする農地法第5条による許可申請が、5月7日に八街市農業委員会に提出されました。

事業計画は、中古の自動車、バイク、自転車等を日本で買い付けて外国に輸出するための置場であります。

当該申請に対して、周囲を安全鋼板で囲ういわゆるヤード建設は、盗難車の解体輸出などの犯罪行為の発生、油類等による地下水が汚染されることが懸念されることや、また、当計画地は、二州小学校通学路であり防犯上の面でも問題があるとのことから、建設の反対地区住民の署名が、5月16日に当農業委員会会長宛てに提出されました。

当委員会として、これらの地区住民の心配懸念を踏まえて、当委員会農政部会並びに第5回総会において、全員一致の意見として不許可相当の意見を付して、千葉県印旛農業事務所に5月21日に申請書を進達したところであります。

今後は県の判断となりますが、地元の意見を尊重していただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

この総会では、不許可相当ということで、全会一致だったということでありましたけれども、330名以上の反対の署名がその会議には提出をされたということでもあります。

この会議の中では、どのような意見が出ましたでしょうか。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

まず、この計画につきまして、その審議がされる前に、地区住民の方から当委員会の方へ、心配する懸念と意見等が寄せられて、複数名おきまして、そこら辺の状況等を十分把握した中で、やはり環境面、防犯面、二州小学校の通学路であるとか、また油等がヤードで囲われて地下滲出として、地下水にある井戸水等が汚染されれば、市民生活に影響が出るというところの意見を十分にいただいた中で、この点につきまして、十分そういったものを踏まえた中で、当委員会では、これを許可とする理由はないという全員一致の意見でございまして、それに対しての、この案件につきまして不許可相当以外に対する意見というものは何も出てございませんでした。

以上でございます。

○石井孝昭君

全員一致だということで、22名ですね。これは今県に申請が上がっているとなっておりますけれども、その県より、もし再考を促された場合、市としてはどのような対応をしているのか、ご質問いたします。

○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

今の石井議員のご発言は、仮にということでの条件だと思いますが、当委員会としては、十分そういった住民の声は遅滞なく事務局を通じて進言をさせていただいているところでございます。

仮に差し戻しということがあった場合ではございますが、現時点での、私どもは事務局ですので、最終的な判断は委員会の判断になりますが、会長を含めこの問題について変わるような条件が出ることはまず考えられないし、意見等は変わらないということ、再度、総会の中で審議して、また八街市農業委員会の意見を付すると、これは一貫して変わらないということは伺っておりますので、そういったことになろうかというふうに事務局は捉えております。

○石井孝昭君

仮にの話ですけれども、そうなった場合でも、八街市としては不許可相当ということ、要は断行するということの理解をいたしました。

この地元が反対の場合に、県の農業委員会に強くその意向を伝えていくことも大事だと思いますけれども、例えばたまたま滝台地先で起こった条例の件ですけれども、これは恐らく総務部の話になるかもしれませんが、地元の区で条例をつくった場合、それが有効か

ということですが、例えば2、3申し上げますと、区条例で区民が安心できる生活環境を守るため、区民は次の事項は一切認めない。例えば井戸水は生活用水に資する住民にとって死活問題であり、油類等による地下水汚染が懸念される事業及び産業廃棄物の不法投棄、ヤード内事業が盗難車両の解体・輸出等の犯罪が危惧される場合、昼夜を問わない作業により騒音トラブル及び治安の悪化が懸念される等々ですが、区民はこの総意を持って守り抜きますと、このような区条例を制定されております。

例えばこの地域の自治会の区が、地域の区を守るための区条例は有効なのか、有効じゃないのか、もしくはどのような対応をされるのか、ご質問いたします。

**○総務部長（石毛 勝君）**

ただいまの区における条例ということですが、基本的に申し上げますと、区の自治組織の中での取り決めというものは、何らかの形ではあるかと思うんですが、その条例として有効かと言われると、これは有効ではないのではないかというふうに、私は理解しているところでございます。

**○石井孝昭君**

例えば地域の区が市に上げて、市が今回はそのような反対ということ、不許可相当ということですが、地域の声を受け止める意味では、有効という言葉が適切かどうかはわからないんですが、重く受け止めるということの理解には資すると思うんですが、その辺、例えば各自治区の中でも条例、条例という言い方はあれですが、規約、規制、ルール、わかりやすく言うとルールですが、決めていると思いますけれども、広くそういう意味ではいかがでしょうか。

**○総務部長（石毛 勝君）**

その事業に対する市としての姿勢というものが、明確に示されるものとしすれば、当然のごとく市では条例なり規則なりを作成するというのも考えられるとは思いますが、現状として、その一物件について、たとえその地区だけの物件ということは、非常に難しいのではないかと考えております。

**○石井孝昭君**

ありがとうございました。今回、農業委員会の話でございましたけれども、各地域からそのような問題が幾つか上がる可能性もありますので、今回地域の声を反映していただいた農業委員会におきましても、今後とも慎重に、その書類を受け取る際から含めて慎重に地元と協議をして、今後とも適切な対応を提案したいというふうに思う次第でございます。

続いての質問に移らせていただきます。

農業振興についてでございます。

質問要旨（1）TPPにおける八街市の影響と影響額についてご質問いたします。

4月、アメリカのオバマ大統領が来日されました。その目的はTPP妥結そのものであります。幸い、期限間近で共同声明を発表するにとどまるに至ったわけですが、アメリカとしては関税の完全撤廃を目的としており、日本は重要農産物5品目については例外とすると

いう主張の違いがありました。農業団体に聖域を守ると公約した安倍総理には、今後とも、農業者や地方の声をしっかり聞いていただき、国民の合意を経て、今後の対応をお願いする所存であります。

さて、去る議会において、T P Pにおける八街市の影響を質問させていただきました。そのときの答弁では、調査してそれを図るという答弁を、ときの部長からいただいておりますけれども、本市が受けるその影響と影響額についてご質問をさせていただきます。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県においては、農林水産省が発表したT P Pによる影響額の試算方法を参考に、農業産出額への影響について試算しており、平成25年3月18日時点で、1千19億円が減少するとしております。この千葉県における産出方法を参考に、本市において、大きな影響のある品目を対象に、統計情報のある平成18年の農業産出額をもとに試算したところ、農業産出額146億円に対し、約9億9千万円の減少となります。

この影響額については、国、県の試算方法についても流動的なものとなっていること、また近年の農業者数の減少などにより農業産出額も減少していることから、あくまで、参考の数字と捉えております。

しかしながら、牛乳を含む乳製品や牛肉、豚肉、落花生などに及ぼす影響は大きいものと推察しております。

今後も国のT P Pに関する動向に注視してまいるとともに、安心で安全、加えて味も輸入品を大きく上回ることをPRし、ブランド化を進めつつ、畜産物を含めた本市の農作物の消費拡大に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

#### ○石井孝昭君

ありがとうございます。関税率が高い農畜産物が一番影響を受けるのはもちろん当たり前でございますけれども、今のご答弁ですと、平成18年のデータをもとにということでありましてけれども、今は平成26年であります。最新のデータが本来であれば必要と思っておりますけれども、この平成18年にとどまっておりますけれども、最新のデータ、そのほかの分析があれば教えてください。

#### ○経済環境部長（吉野輝美君）

平成18年度の農業統計の数字で産出してはおりますが、その産出のもととなる農業センサスが平成18年にされ、その後調査が実施されておられません。先ほど重要5品目の中身を平成18年の産出額をもとに計算しておりますので、最新データ的には現在のところ、これをもととしておりますので、ご理解をお願いします。

#### ○石井孝昭君

約10億円の影響をT P Pによって受けるということでありましてけれども、この10億円、約9.9億円ということですが、具体的な品目はどのような影響を受けて、どのくらいの金額が影響を受けるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

## ○経済環境部長（吉野輝美君）

それでは、平成18年度の統計による産出を細かく分析した内容についてご説明をいたします。

重要5品目のうち、米ですが、県の産出率でいたしますと32パーセントの減少率というような状況で計算しますと、米で約1億5千万円の産出額をもとに計算しますと、約4千800万円の減少。

麦ですと、2千万円の産出額に基づき、ほぼ減少するというので99パーセントの減少率でございます。これも県の産出率ですが、それによりますと1千980万円の減少。

落花生ですが、8千800万円の産出額の減少率としては40パーセントの減少ということで、8億8千万円に対して3億5千200万円。

次に、肉用牛の影響ですが、9千万円の産出額の影響ですが、68パーセントの減少率、こちらで産出しますと6千120万円。

生乳の関係ですが、これも産出額8億3千万円に對しまして45パーセントの減少率、それで産出しますと3億7千350万円の減少。

豚肉ですが、こちらが2億円の産出額の影響として、70パーセントの減少ということで、1億4千万円の減少。

それらを合計いたしますと、先ほどの数字の9億9千450万円の減少と見込まれております。

以上であります。

## ○石井孝昭君

非常に関税の影響を受けやすい大きな6品目ということでありましたけれども、今の答弁ですと、麦が99パーセントなくなると、八街から麦が消えるということになるかという、今の答弁でありましたけれども、牛、酪農なり豚なり畜産、生乳なり、当時よりは大分今は農家の畜産組合も減っているように見受けられます。

やはり、八街もニンジンがたくさん生産しておりますけれども、大根なりスイカ、トマトなり、この品目に入っていないわけですがけれども、恐らくそれ以上の影響を受けるのではないかと、推測されます。この八街の農業を守っていくという観点から、TPPという見えない敵に果敢に挑んでいくということが大事だと思いますけれども、その政策や展望については、また後に質問させていただきたいというふうに思います。

続いて、質問事項の2に移らせていただきます。

国が進める農協改革、農業生産法人改革、農業委員会改革についてでございます。

安倍総理は、今の国会答弁で、規制改革会議が提言したJAや農業生産法人、農業委員会改革について、3点セットで改革を断行していく決意に変わりはないと、こういうふうに答弁をされて強調をされております。この本意は、農家の所得向上や所得確保につながる改革内容にしていくということが重要というふうに、報道の中で伝えられております。

この国が進める農協改革、農業生産法人改革、農業委員会改革について、本市のお考えを

お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

政府の規制改革会議は、5月14日に農業改革案を公表したところでございます。

この改革案の中で、農協につきましては、中央会制度の廃止、全国農業協同組合連合会を株式会社に転換、単位JAの信用事業を農林中央公庫への移管、理事の半数は認定農業者や民間経営経験と実績があるものとするなどが提言されております。

農業生産法人につきましては、農業及び農業に関連する事業が法人の主たる事業であることといった事業要件が廃止されるなど、大幅に緩和される内容となっております。

農業委員会につきましては、自主性・主体性を強化するとして、委員の選任は選挙制度を廃止し、市町村長が選任することとしているほか、都道府県農業会議や全国農業会議所制度を廃止するとしております。

これに対しまして、政府与党では、農業・農村所得の倍増や農家の期待にどう応えるかという点を重要視し、現場に即した対案をまとめる方針であることが報道されておりますので、今後の動向に注視してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

注視してまいりたいということでありまして、北村市長、再度ご質問させていただきますけれども、農業人として、出身として、中央会制度廃止ということでありまして、農協は今県内に26農協、それで全国農業中央会が千葉県農業中央会を指揮しております。あくまでも互助的な各農協からの負担で中央会も運営をされておりますけれども、農協改革ということでありまして、その指導的な立場である農協の存在は、行政とも密接な関わりがありますし、農業生産法人も、現在積極的に行っている農業生産法人から、会社、いわゆる営利目的に、さらにその緩和をしていくということでありまして。

農業委員会改革においては、今ご答弁のとおり、市長が任命をしていくというような、行政の長としての今回話も出ておりますけれども、衆参両院の農業部会、農業委員会からも、地元の声を全く無視した産業規制改革会議の意見には到底納得はできないけれども、確かに自らが自らで農協を改革していかなければいけないという形で、JAグループも取り組んでいこうという決議を、この前、全中もされておりました。

これも農業新聞に載っておったわけですが、市長として、この3点セットの改革について、どのような所見をお持ちでしょうか。

○市長（北村新司君）

今回の政府の規制改革会議における農業改革案につきましては、今、衆参で、国会の中で議論をしていただいているところでございます。そうした中の議論を、もちろん注視しなければならないと思っておりますけれども、私ども八街市は基幹産業が農業であるという八街市にとりまして、今回の規制改革会議につきましては、本当にいろいろ心配をしているところでございます。

今後とも、衆参の議員の方におかれましては、現場の声を大事にする、実際に農業に携わっている人たちの意見をしっかりと受け止めた中で、議論をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○石井孝昭君

まさしく、おっしゃるとおりでありまして、現場の声を聞いていないと言われております。やはり、農業者の声をしっかりと聞きいただいた農政改革をしないと、本当に絵に描いた餅になって、国が違う方向に行ってしまうという危惧を、私もしております。

市長が今おっしゃったような地元の農業者の声を強めていく。TPPにおける影響も含めて、ほかからの外部要因があっても、八街市の農業は盤石であるというような組織体制、または農業体制をとっていくことが必要だというふうに思いますので、今後ともそのような声を中央に上げていただきたいというふうに、市長にはお願いを申し上げたいというふうに思います。

続いて質問をさせていただきます。

質問要旨(3)「JAいんば」と「JA千葉みらい」の合併後の影響と組織の展望についてご質問いたします。

今年1月、予備調印式、また、3月末に、農家組合連合会の総代会時に、JAいんば、JA千葉みらいの合併が承認されました。今年の8月1日から正式に合併発足の運びとお聞きをしております。

JAいんば農協は、佐倉市、四街道市との合併を経て、平成14年10月1日合併より、今年で10年目を迎えますが、地元の農家さんを尋ねると、また合併ですかという声をお聞きします。

両JAの合併は、事業利用者の拡大や財務体質などを高めることで、地域農業振興への取り組みを強化するということが狙いというふうにお聞きしておりますけれども、JAいんばとJA千葉みらいの合併後の影響と組織の展望について、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

JAいんばとJA千葉みらいとの合併につきましては、本年1月に合併に関する予備契約を調印しており、8月1日をもって、対等による合併が行われると伺っております。

名称は、JA千葉みらいと変わるものの、合併後、当分の間は、旧JAを単位とする地域本部制をとることにより、現状のサービスを極力維持し、合併初期の混乱を避け、十分な協議を重ねた上で、諸改革に取り組んでいくとのことをございます。現在の組織体制は変わらず、地域本部に多くの権限を移譲し、従来と変わらない組織運営、経営管理を行っていくとのことをございます。

今回の合併により、農協の組織力と野菜生産地としての産地力が強化され、本市の農産物の有利販売につながるものと期待しているところでございます。

#### ○石井孝昭君

仮に今回 J A が合併発足しますと、八街市、佐倉市、四街道市、千葉市、習志野市ということで、武石インターの先まで、この広域の新 J A が発足するということになります。

質問要旨（４）に移りますけれども、広域の J A になりますと、J A いんばと J A 千葉みらいの今後の農業振興と本市との関わりについてが問われると思いますけれども、ご質問させていただきます。

本市の農業振興は、J A いんば農業協同組合と切っても切れないお付き合いであることは言うまでもありません。今までの議会答弁でも、J A いんばとの関係強化を図るとの答弁が幾度となくございました。市と J A の連携は、耕作放棄地問題や後継者問題をはじめとするさまざまな農業問題を解決していく一里塚と認識をしております。８月１日から発足する新 J A とさらに結び付きを深めていただきたいと思いますと思いますが、J A いんばと J A 千葉みらい合併後の本市との農業振興との関わりについて、ご質問いたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

J A いんばと J A 千葉みらいとの合併につきましては、事業活動の強化、経営管理の高度化、財務の安定性が図れる理想的な J A を目指しての合併であり、２つの相互の人材と事業運営のノウハウを結集し、組合員や地域住民の多様なニーズに応えられるバランスのとれた J A づくり、地域に密着した J A 運営を行うとのごことでございます。

このことから、市と J A の連携により、農業従事者の高齢化、後継者不足など、現在、農業が抱えるさまざまな課題に対し、戦略的取り組みを強化し、本市の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

#### ○石井孝昭君

関わりを強めていくという答弁でありましたけれども、部長にお聞きいたします。

千葉にしよいか〜ご千葉店と武石インターチェンジ店、これは千葉みらいが直営しておりますけれども、このしよいか〜ごは全国でも５本の指に入る直売所ということで、全国各地から大型バスで訪れて、見学に来られています。大体年間１億円以上の売り上げを伸ばしておいて、今は１２、３億円とお聞きしていますけれども、それだけの年間売上があると。中小の農家の皆さんは歳もとってられないぐらい元気になっちゃったという声もお聞きしておりますけれども、例えば、今回の合併で J A いんばという名前はなくなるというふうにお聞きをしておりますけれども、実をとる意味で、例えば八街市内にしよいか〜ご八街店、そういったものが作れないかというふうに私も思っております。住野地先、酒々井インター地先、もしくは山田台地先に、山田台にはタケノコの里というのがありますけれども、そういったものを普通財産化して、そこに大型バスを乗り入れて、南部地域の中小農家さんを対象にした直売所、例えば酒々井インター近辺には、中央から北部の農家さんを対象にした直売所、このような基本構想を掲げていくことも大事かと思っておりますけれども、部長、そのような戦略的な取り組みについてのお考えはございますでしょうか。

#### ○経済環境部長（吉野輝美君）

2つのJAが合併することによって、JAの強化につながり、なおかつJAいんば側とすれば、基幹産業は農業という位置付けの中、販路の拡大にもつながる規模の大きい直売所、これらは有効な施策であると考えておりますが、やはり、JAいんばが主体となつての設置となりますと、JAの理事さん、役員さん等での議論によって実現するのではないかということもありますので、農協さんの方の考え方等を注視し、市として支援できることがあれば、基幹産業の農業で販路拡大にもつながりますので、その際には検討してまいりたいと思っております。

#### ○石井孝昭君

行政の職員さんが、逆にJAに入ることにはちょっと難しいと思いますけれども、しょいか～ごさんのお話を聞きますと、千葉みらいの専門の方が、1年、2年ではなくて相当な年月を調査、スキルアップして開店したというふうに伺っております。今、その方は全国でもアドバイザー的に指導者として回られて、各地を成功に導いているということもお聞きしておりますので、そのような戦略的な取り組みの中で、農業振興に資する具体的なものを考えていただければありがたいというふうに思います。

今、ここに八街市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というものが手元にありますけれども、策定されている中で、基本構想ではなくて、八街市の農業振興計画というのをつくっていく。先ほどのTPPの問題、また政府規制改革会議の3点セットを受ける影響の問題、今後の八街市としての農業を独立独歩として発展していくために、本市としても骨太の農業振興計画、農家を主体とした地元の声を聞いた農家が農家として生きていけるような施策を、行政として対等に意見を聞きながらそれを計画していくことが、私は重要だというふうに思いますけれども、今年度から始まった、例えば新規就農者就農給付金事業や人・農地プラン、青年就農給付金事業とあわせて、具体的かつ計画的に行っていく骨太の計画が必要だと思いますけれども、部長のお考えはいかがでしょうか。

#### ○経済環境部長（吉野輝美君）

今、人・農地プラン作成、先ほどの農業経営基盤強化の促進法に基づくプラン作成にあたって、現在、地域ごとに人・農地プラン作成の話し合いの場を設けさせていただき準備しております。その中では、将来を担う新規就農者の支援的な、国の青年就農給付金の事業でございますが、そちらの支援に対します話し合いの場として、農地と人、こちらの方の地域ごとのプランを作成しているところでございます。それらの審議もとになります農業経営基盤促進協議会の方での話し合いで、認定農業者の推進や農地の問題、それらを審議、協議しているところでございまして、まだ地域ごとの人・農地プランの話し合いが全市内全てを完了しておりませんので、今後いろいろ、地域の農業者のご意見等を伺いながら進めてまいりたいというように考えております。

#### ○石井孝昭君

北村市長には農協青年部の総会時にもお越しいただきましたけれども、実は、昨年より10名ほど青年農業者として仲間が増えました。これは、新設をしていただきました新規就農

者、市の独自の給付金も非常に大きく影響をされていると、非常に市としてもありがたいという意見をいただいております。

この基本構想の中では、年収630万円で約2千時間の労働、これは一人当たりそのようなことが目安、基本的な考え方ということで載っております。恐らくこれは平成22年6月ですけれども、その後人・農地プランが策定されていますので、この基本構想に載った人・農地プランの発展形を今後考えていただきたいと、部長にはお願い申し上げます。それが、八街市の強い農業基盤を作るものになると思いますので、部長、ひとつよろしくようお願い申し上げますというふうに思う次第でございます。

最後の質問に移らせていただきます。

安心安全なまちづくりについて。

質問要旨（1）河川整備についてご質問いたします。

砂地先の河川整備の現状と今後の整備計画についてでございます。砂・上砂両地区の両砂河川整備協議会から、区長さんを通じて市に要望が上げられていることと思います。砂橋の復旧工事よりなかなか上流に進展していないというのが現状であります。その後の整備状況も含めて、計画的な整備計画が求められております。

市ではどのようなお考えなのか、ご質問をさせていただきます。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

砂地区の水路整備につきましては、平成24年度にいさご橋から上流へ向かって実施した約50メートルの水路改修工事を最後に、財政状況などの関係から、現在は事業が休止している状況でございます。

加えて、河川整備には多額の費用がかかることから、市単独事業での実施は、大変難しい状況となっております。しかしながら、砂地区から上砂地区までの水路は、南部地区における重要な排水ルートであると認識しているところでございますので、今後の財政状況等を勘案しながら、補助金の活用が可能かどうかの検討を含めまして、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

#### ○石井孝昭君

昨年、26号の台風がきましたけれども、いさご橋をつくっていただいたおかげで、砂の周辺の住民の浸水が免れたというふうに理解しております。今後の具体的な河川の整備計画を、当時から地元の砂・上砂の両区長さんをはじめ検討協議会が市に要望を出しておりますけれども、これから上流に向かう上において、いろいろな危険箇所もあります。地域住民にこの整備計画をお示ししていく責務があると思いますけれども、建設部長、ご答弁をお願いいたします。

#### ○建設部長（武井義行君）

ただいま市長からご答弁申し上げましたとおり、この水路につきましては、平成24年度に50メートルの工事をしたまま、現在休止しております。水路の整備にあたりましては、

かなりの費用を要すると。この上流側は、まだ4.8キロメートルほど実は延長が残っております。この全体を整備するとなりますと、単純に計算しましても10億円程度の経費がかかるのではないかとというふうに試算しております。

現在、市の事業を実施するにあたりましては、国の補助金等を活用しながら、道路整備・改修等もそうなんです、進めているというのが現状でございます、市の単独費だけでこれだけの金額を賄うというのは、事実上大変厳しい状況にあります。

そういう中で、事業計画、整備計画というしっかりしたものを策定した中で、これは国庫補助事業として採択できないかということ国・県と協議しながら、その辺の実施については検討してまいりたいと考えております。

#### ○石井孝昭君

部長から、今、別枠で整備補助事業を申請していくという前向きな答弁をいただきました。平成2年から両区長から始まった申し合わせでは、毎年工事をしているということが当時はあったようですけれども、予算の関係で、その辺、前向きな答弁を含めて、先に進めていただければありがたいというふうに思います。

最後に、砂地先の城之内橋付近の決壊した箇所への復旧計画についてご質問いたします。

河川の上流部になりますけれども、以前より一部が決壊していた城之内橋付近が、今年になり河川の損傷がひどくなり決壊いたしました。道路河川課の職員には瞬時に応急作業をしていただきましたが、昨年の26号クラスの台風が来ると、豪雨に見舞われた際、危険でありません。

そこで、砂地先、城之内橋付近の決壊した箇所への復旧計画について、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

城之内橋付近の水路につきましては、水路が蛇行していたり、他の水路と合流しているなど、流れが複雑になっており、台風による大雨やゲリラ豪雨の際には、決壊を繰り返してきた経緯があります。その都度補修を行ってまいりました。今年度に入ってから、4月に一部が決壊し、5月上旬に職員による直営作業で、大型土のうを積んで応急的な補修を実施したところでございます。

質問の①でも答弁いたしましたとおり、当該箇所につきましては、南部地区の重要な排水ルートであり、本格的な改修が必要であると考えておりますので、今後の財政状況を勘案しながら、補助金の活用が可能かどうかの検討を含めて、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、予算確保までの間、軽微なものにつきましては、職員による直営作業で対応してまいりたいと考えております。

#### ○石井孝昭君

隣に水田の堰がありまして、堰も決壊しております。堰の決壊は、水田をつくっている砂地域の農家の皆さんの稲作の源泉ですので、その復旧作業の予算確保も含めてお願いして、

私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

申し上げます。

ここで、昼食のため休憩に入ります。

午後は1時10分より再開いたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（林 修三君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

今、私たちを取りまく環境が著しく変わっております。地球の至るところで紛争、人と人が争っています。そして、地震や津波、竜巻、大雨による洪水等の天候、異常気象が続いて多くの被害者が出ております。私たちが地球上で生存をかけて人と戦い、自然とも戦っております。自然と戦い生きていくことも大変なことであります。せめて、人と人とは仲よく協力していける世の中になってほしいと願っております。

そして、去る5月30日夕刻、安部首相がにわか記者会見を行いました。北朝鮮が日本人拉致被害者を再調査することで合意したと発表いたしました。これを受け、日本政府も北朝鮮に対する独自の制裁措置の解除を始めるとのことです。制裁解除のアメだけを食い逃げされないようしっかりと強い意志を持って交渉をしていただき、一日も早く拉致被害者の方々が戻れますよう、そしてご家族との再会が果たせますよう期待しております。

それでは、私は、八街市民の暮らしがよくなるよう、また、住みよい街づくりのため質問に入らせていただきます。

まず1番目の質問は、生活環境問題であります。

(1) 農薬散布について質問いたします。

5月2日、3日と二日続けて坂江地区におきまして、農薬散布による事故が発生いたしました。農薬は土壌改良のためまかれたものです。土中の病害虫を駆除するためとのことです。

しかし、このまかれた農薬はドロクロールという名称のもので、耕作地にまくとガス化し、このガスの発生によって土中の病害虫を駆除するもので、ガスが逃げずに土中に拡散するよう、散布後にポリエチレン、ビニール等で被覆し、7日間以上置くこととされております。このガスは毒性が高く、目に入ると目が痛くなったり、吸うと喉が痛くなったり、気分が悪くなり倦怠感を覚えたりするそうです。散布した作業者は初めて使用したとのことですが、

危険な農薬であるとは聞かされてはいましたが、取扱説明書も見ずに他の農薬と同等の扱いで畑に散布し、放置したとのことでした。

その日はとても5月初めとは思えないような陽気がよく、大変暖かい日でした。シートもかけておりませんから、畑からどンドンガスが発生し、耕作地上に噴出し、たまっていったと思われまます。そこに夕刻、風が民家方向に吹いて、近隣の住宅内に蔓延し、住民に被害をもたらせたものです。

初日に適切な対応、処置を行っていただければ大した騒ぎにはならなかったと思われまますが、2日目にも、夕刻になって風が民家に向かって吹き始め、昼間ガス化したまっていたガスが民家に流れ込み、再度事故が発生し、救急車を呼ぶ大事になりました。一家族は、家の中からガスが抜けないので、警察署に一晩泊めていただいたそうです。作業者が事故対応を間違ったので翌日の事故につながったと思われまます。

交通事故と同じで、事故を起こしても、起こされても嫌なものです。今回の事故は、作業者が取扱説明を読まずに、危険な農薬という認識があまりなく使用した結果だと思われまます。

そこで質問いたします。ではどうしたら、作業者にこの農薬は危険なんだと認識してもらえるのでしょうか。現状の販売するときの説明はどのようにされているのかを含めて、お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農薬散布につきましては、適切な農薬を、用法、用量を守って使用していただければ、人への影響はないものと考えておりますが、住宅地が隣接するところでは、事前に近隣住民に周知すること、農薬が飛散しないよう散布は無風か風の弱い時などに行うなど、十分な配慮をしていただけるよう、農業者に対しましては、回覧等により、定期的に注意喚起をしているところでございませす。

また、JAいんばにおきましても、農薬使用についての講習会を実施しているほか、農薬販売時にも使用方法等について指導を行っているとのこととございませす。

今後におきましても、引き続き関係機関と協力しながら、適正な農薬散布についての注意喚起をしてまいりたいと考えております。

#### ○木村利晴君

今のご説明でも、危険だという説明をされながら農薬を販売しているというご答弁をいただきましたけれども、事実、実際にこういう事故が起こってしまいました。ですから、説明しただけではこういう事故にもつながるということなのか、甘く見ていたのかわかりませすませんが、結果的には事故が起きたということなので、これを、本当になくさなくてはいけませす。

やはり、その徹底をしなくちゃいけませすので、販売側は、取扱説明書を販売時に読み上げて、その注意点を強調し、必ず購入者に全項目注意事項をチェックしていただき、そして、説明をしましたよというサインをいただき、これをもらってから、販売する、手渡しする。このぐらいのことを徹底して励行していただければ、事故も本当になくなってくるのではな

いかなというふうに思いますが、こういう指導を行政の側からしていただけるのでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

#### ○経済環境部長（吉野輝美君）

今回の農薬使用にあたりましては、今まで使用していた土壌の薫蒸剤の効果が期待できなかったということで、議員がおっしゃいますクロロピクリン、ドロクロールですね、そちらの方が効果があるということで、この使用者は初めて使用したことによって、その取り扱いが、市長の答弁でもございましたとおり、あまり気にせず使用してしまったということで、事故が発生してしまったというような現状でございます。

あわせて、販売店側にもこの旨を確認したところ、農薬の販売にあたっては、講習会を開き、取り扱いの注意を促しているということで、特に、この薫蒸剤はガス化して、地域隣接にガス化のものが飛散するわけですけれども、これらについて、普通の農薬よりも違う形で販売時に説明をしてほしいという、事後的な指導といたしますか、話はさせていただきまされたけれども、そういうような経緯で対応しております。

また、この避難されたお宅は、建物の換気用ファンがついておりまして、そのファンが外部の空気を取り入れ内部へ入るということで、特に家の中へ充満してしまったというような現状でございました。

それらは農家の不注意という形ではございますが、私どもも適正な対応という形で、当日、それ以上広がらないように散水作業を行い、その後シートをかぶせるということで、それ以上の飛散防止ということで、農家には指導し、実施していただいた経緯でございます。

#### ○木村利晴君

その後の処置は適切に行われたということで、3日目はそういう被害がございませんでしたので、シートをかぶせ、またガス化を抑えるために水を散布したということで、効果は上がったのかなというふうに思っております。

ただ、事故というのは本当に、先ほども言いましたけれども、起こしても起こされても非常にお互いが嫌な思いをしますので、我々としましては、農家と新住民が隣接している場所なものですから、これはお互いにお互いのことを認めあい、尊重しあって共存していける地域であってほしいなと思っておりますので、十分に取扱いは注意していただきたいというふうに思います。

行政側としまして、販売側に説明責任義務を徹底していただけるよう、そして、使用者側にも使用責任をしっかりと認識していただけるように、ご指導していただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、農薬のペットへの影響ということでお伺いいたします。

農薬散布をしたり、畑の周りに殺虫剤をまいたり、除草剤をまいたりするときがあります。ペットを飼っている方々は、朝に昼に晩に散歩に行っております。道路の真ん中ではなく、縁を歩かせることが多いように思われます。このようなとき、農薬のついた草や葉っぱをなめたり、食べたりすることが少なくありません。嘔吐や下痢や血便が出たりすることもあり、

かなり衰弱することもあります。ペットがこのような危害に遭遇しないように対処していかなければと思います。

そこで提案です。農薬・殺虫剤・除草剤を散布したときは、散布場所に立て看板を立てていただき、ペットがそばに近付けないよう注意していただきたいと思いますが、行政側からご指導はしていただけますでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ペットへの影響につきましても、先ほど人への影響について答弁をいたしました。適切な農薬を、用法、用量を守って使用していれば、影響はないものと考えております。

#### ○木村利晴君

道路脇に生け垣などがあると、生け垣を消毒するためにかなりの量の消毒剤をまかれています。そこにペットが行って、なめてしまったりする場合があります。それで食べ物でも落ちてると、それを拾って食べちゃうんですね。それに農薬がついていたりすると、また下痢だとか嘔吐だとか、そういう症状を起こしているということで、近隣の獣医さんから聞いたんですが、そういう被害が結構出ているということだったものですから、立て看板でもあれば飼い主の方も注意して、その辺は避けて通るようになるので、大変かもしれませんけれども、一度用意をすれば、ここに農薬をまきましたよという立て看板をつくっておいていただければ、そこを避けて散歩をしていけるというようなこともありますので、また、安心安全のために立て看板を立ててもらえるかどうか、また行政の方から指導していただけるか、再度お聞きいたします。よろしくをお願いします。

#### ○経済環境部長（吉野輝美君）

農産物への農薬使用という形で、生産者さんは、農薬の残効日数などを見ながら取り扱いに注意しながら散布をされております。特に問題になるのは、多分除草剤の関係が強いのかなと思いますけれども、除草剤については農地以外でもかなり利用されております。そうなりますと、その土地の所有者が散布をした場合、要はそういう表示方法をした場合、どうしても表示せずに実施された方、あるいは表示して実施された方、おのおの100パーセント実施というわけにもいきませんので、要はペットです。誤解的なもの等が発生しますので、それらのお願いといたしますと、ますます混乱的なものになろうかと思っておりますので、ちょっと今の現状では難しいのかなというふうには感じています。

以上です。

#### ○木村利晴君

なかなか指導するのが難しいということですが、ペットを飼っている飼い主としては、かなり深刻なときもありますので、なるべく皆さんに注意を促していただくのが一番いいんですが、そういう被害がかなり多く発生しているということで、獣医さんからの勧告ということもありましたので、一応その辺のところも念頭に置いて、今後も検討していただいて、広報等で皆さんに訴えていただくとか、皆さんに注意を喚起していただく、このことはやっ

ていただきたいというふうに思いますが、そのことを申し上げまして、この問題は終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、ふれあいバスの運行について伺いいたします。

今ふれあいバスが走っているんですが、私が住んでいる坂江地区と八街駅の連絡バスがあります。これは中コースと西コースというのがあります。八街駅と、私が住んでいるところは坂江公民館の近くですが、坂江公民館を中心としますと、この距離が約4キロメートルあります。徒歩ですと、男性で40分、女性ですと50分強かかるかと思いますが、自家用車ですと約10分弱で行ける距離でございます。

通勤で早い時間帯を利用されている方で、八街駅を利用されている方は、中コース（朝便）というのがありまして、朝の6時半、これは希望が丘を出発しまして八街駅に6時51分に着くものです。所要時間は21分かかっております。乗り継いで電車に乗る方は、千葉方面行が7時11分発の電車がございまして、これは20分待ちであります。下り方面の銚子行きの方は、7時15分発というのがありまして、これは24分待ちになります。

この方たちが仕事を終えて帰路につくとき、中コース⑦番というバスがあるんですが、これが17時57分八街発で、希望が丘に18時22分に着きます。このときの所要時間が大体25分で、次の便が西コースで⑥というのがありまして、18時10分八街駅発。これは松林公民館に19時08分に着きます。このときの所要時間は58分かかっております。次にあるのが中コース、これは夕方の夕便というものです。これは19時25分八街発で、希望が丘コミュニティ地区に19時49分に着きます。これは所要時間が24分でございます。お勤めが8時始業の方は、朝のその限定、中コース（朝便）を利用することができます。9時始まりのお勤めですと、中コース①希望が丘7時24分発、それで八街駅に8時07分着、このときの所要時間は43分です。または、西コース①で、これは松林公民館8時発で、八街駅が8時13分着、これは所要時間は13分かかっております。

お勤めの方たちは、何とか朝とか晩と利用可能かなというふうに思いますが、問題は昼間の時間帯でございます。昼間、このバスを利用しようとするすると、西コース②番、すずらん幼稚園発9時55分、八街駅着10時07分で、この所要時間は12分です。この便だけになってしまうんですね、昼間の時間帯は。次の便ですと、中コース⑦番、希望が丘コミュニティ18時21分発ということで、何と8時間26分待たないと次の便がないんです。これは、駅まで43分かかりまして、八街駅が19時06分になります。やはり、こんなに利用できない時間帯が長いと、私たちも何か非常に、どういうふうな設定をしているのだろうと、ちょっと戸惑うところもあるんですが。

また、仮にこの西コース②番、すずらん幼稚園9時55分発で出かけて用事を済ませて帰りのバスを利用しようとするすると、帰りのバスが4本あるんです。西コース③番、八街発11時10分、松林公民館12時18分着。これは68分かかっています。西コース④番、八街発13時50分、これはすずらん幼稚園行きのバス停に停車します。これは14時53分に着きます。これも63分かかっている。次に、西コース⑤番で八街発15時45分、松林公

民館16時52分、これは67分かかっています。西コース⑥番、八街発15時59分、希望が丘16時46分着、これは47分。帰りの所要時間は昼間の最後の便で所要時間47分です。最短所要時間で12、3分で着く時間のものが、約4倍かかっている。そのほかのものは全て1時間ですから、5倍以上の時間がかかっている。これでは、本当に、地元の人が利用したくてもなかなか利用しづらいものになっているのではないのかな。

そこで、八街駅から坂江方面に帰ってくる便の所要時間をもっと短縮できないものかどうか、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市内循環バス、通称ふれあいバスにつきましては、現在、市内を中、南、西、北、街の5コースにより運行しております。各コースにおける駅までの所要時間等は、八街駅までの最長区間で申し上げますと、22.1キロメートルから35.5キロメートルであり、所要時間は53分から1時間16分ほどであります。また、1便当たりの走行距離は、最長で46.4キロメートルであり、所要時間の最長は1時間55分ほどであります。

ふれあいバスにつきましては、これまで地域や市民要望に配慮して、ルートなどを拡大する方向でダイヤ等の見直しを行い、運行の確保・維持を図ってまいりました。また、労働基準の遵守や安全運行のため、乗務員の休憩時間の確保が必要であることから、平日のみの運行であります朝便、夕便を除き、1日6便が限界であると考えております。ふれあいバスの利便性を向上すべきとの声が聞こえてきますが、今後、八街市地域公共交通協議会を開催する中で、ふれあいバスの再編を含めた議論がしっかり行われることと考えております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。なかなか財政の苦しいときに、いろいろルート等々を考えて、満遍なく運行していただいているとは思いますが、車を利用できない人たちがふれあいバスを利用しているわけなので、バス停まで皆さん徒歩で行かれています。バス停によっては、健常者の方でも20分から30分程度かかっているんです、地域のバス停に行くまでにです。利用したい時間帯によって利用するバス停も違うんですね。やはり同じバス停で行ったのなら、帰りもそのバス停に帰って来られるといいんですけども、その帰りの便がないんです。こういう現実もあるので、こういうことを少し改善していただけると、もうちょっと利用しやすいのかなというふうな思いがいたします。

ですから、各バス停を利用したとき、12、3分で行けるものが、帰りになると60分かかりますよとか、行くときも、便によっては40分から50分かかりますということになると、なかなか本当に利用したくても利用できない。だから悪循環をしていくのかなというふうに思うんですが。

もう1つ、最後にちょっとお願いしたいんですが、朝、昼間のすずらん幼稚園から出た便が、帰ってくる時もすずらん幼稚園に帰ってくるような、そんな便があるといいなと。それも40分から60分かかるとはなくて、20分程度のものが20分か30分で帰ってこ

られような便ができる、用事を済ませて帰ってくるということが出来るんですね。ですから、そういう地元に対する配慮もしていただけると、非常にありがたいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。議員の皆様方ご承知のとおり、ふれあいバスにつきましては、廃止路線バスの対策、また公共交通の空白地域を解消するというのが、運行の目的としてできたものでございます。

市長の答弁にもございましたが、全5コースで運行しているところでございまして、約50カ所のバス停が設置されております。一周の運行距離につきましては、平均で約42キロメートルあるということで、非常に長い距離になっていることは事実でございます。バスターミナルを出発しましてバスターミナルに戻るといふところにおきましても、約1時間半かかってしまうといふことは事実でございます。ご質問にございましたように、その便につきましては、現在のバス運行状況は、財政状況を考えますとこれ以上増便をするということが非常に難しい状況ではございます。

駅までの時間を短縮する方策につきましても、これはいろいろと方策もあろうかと思いません。ただし、その中の1つの方策としては、例えばバス停をもうちょっと減らすということも、ただ単に時間を短くすれば、そういうこともございます。これは非常に現実的ではないというふうに考えていますし、また、運行ルートの変更をしていくということも、もちろん1つの考え方としてはあるんですが、そうしますと、今まであったバス停からまたコースが外れるとか、いろいろな不便な状況も起こるといふことも踏まえまして、市長のご答弁にもありましたけれども、八街市公共交通協議会の方で市民の皆様方利用しやすいふれあいバスの運行というのはどういうものか、こういうものの改善策等を検討していきたいというふうには考えております。

また、直接的にお話がありましたすずらん幼稚園の通りににつきましては、現在のところ、路線バスも途中まで運行している状況もございます。また、路線バスの競合ということも市としてはまた考えなければいけないところでございまして、そういった面からも、路線バスとふれあいバスがうまくかみ合った形でできればというふうに考えています。

#### ○木村利晴君

どうもありがとうございます。利用者が利便性の高いものになれば、利用人数というのも増えていくのでないのかなというふうに思いますので、こういう現実もありますので、ひとつ、こういうことを踏まえながら、次の検討をしていただければありがたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、引き続きまして、今度は防災についてご質問をさせていただきます。

停電時の対応ですが、地震等で停電をしたとき、井戸を利用している家庭では、ポンプが使えずに生活水に困ることがあります。飲料水はペットボトルを準備していれば数日しのげるとは思いますが、非常時のために生活水をためておくことは、一般家庭では無理があろうか

と思われます。行政側で給水タンク車を緊急で市内を走らせていただいておりますが、市内全般には行かないかなというふうに思われます。こんなとき、町内会単位で給水ができる就非常に助かります。

そこで提案ですが、手動式の井戸ポンプを各町内会単位か、もしくは公民館単位で設置することは可能でしょうか。防災、減災につながり住民の混乱や不安を多少軽減できるのではと思いますが、設置についてのお考えをお伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市営水道の供給されていない区域については、ご指摘のとおり、災害で停電が発生したときの給水対策を検討する必要があります。

しかしながら、手動式ポンプの井戸を設置する場合には、井戸の深さが浅くなるため、硝酸態窒素や亜硝酸態窒素などの成分が検出されることもあり、飲料水として不適格になる恐れもございます。

したがって、まず本市の指定避難場所等に設置されている井戸に発電機を接続して活用することから、検討してまいりたいと考えております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。今も、飲料水としては、ちょっと手動式のポンプでくみ上げた水は使えないんだということがございますけれども、今、生活配水として、洗い物や、それから水洗トイレに水を流すとか、そういう生活水としては十分利用可能なのかなというふうに思いますので、この辺も再検討していただきまして、各自治会が防災・減災の立場から、行政としてご指導願えればありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

八街市防災計画、これは平成25年6月に出されたものですが、この第2章第6節、応急対策の環境整備、第3、飲料水の確保（水道課）、1. 給水資器材の整備及び調達体制の整備、水道課は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備、充実を図る。また、各臨時給水所で代替電源として用いられる発電機等の資機材整備を進める。2. 民間井戸の活用、水道課及び防災課は民間の井戸を調査し、必要に応じて災害時、協力井戸として登録することを検討するとうたわれておりますが、どのくらいの民間の井戸が今、登録されているのでしょうか、これをちょっと教えていただきたいと思います。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁いたします。ただいまのご質問の中の、民間の井戸ということがございますが、事実上、私どもで今登録ということでの井戸はございません。また、井戸がどのくらいあるのかというところの調査も、現状におきますと実施していないところでございます。

#### ○木村利晴君

一応、防災計画にはうたっておりますので、調査の方もよろしく願いしたいなというふうに思います。

今言われました民間の井戸にしましても、電動でくみ上げている井戸がほとんどだろうと

思います。ですので、停電時には電動ポンプでくみ上げている井戸水は使えないということになります。このときにも、今、給水用資機材の整備ということで、発電機も今手当てしているというふうなことも言われておりましたけれども、こういうことも含めて、災害があったときに井戸が使用できるようにしていかなくちゃいけないかなというふうに思います。ですので、この辺のところも含めて検討をしていただきたいなというふうに思います。

もう1つ、防災計画の第7節、生活救護、その第一応急給水ということで水道班が担当するというのですが、(2)優先給水というのがあります。災害発生当初は、断水地区の医療機関、社会福祉施設等の重要施設に対して優先給水を行うと、うたっております。やはり、重要施設が優先されているわけなんですね。

そこで、防災・減災の観点から、自助・共助・公助において、自助と共助を強化することによって、重要施設への救助支援が安心して優先して行えるのではないかなというふうに思います。発電機は燃料も必要となってきます。さきの東日本大震災3.11のときは、ガソリンスタンドは行列をなして、なかなかガソリンすらも入手することが困難だったというような経緯もございます。ぜひ、各自治会に呼びかけ、手動式の井戸を持っていないところがあれば、手動式井戸の設置を行政の方から指導していただきたいと思いますが、ちょっとしつこくなりますが、再度ご検討願えますでしょうか。よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

木村議員さんのおっしゃる中での、やっぱり、災害時の自助・共助は、私ども市が防災対策をする中で、非常に重要であるというふうに認識しておりまして、現在、自主防災組織を強めるというような観点からも、各地区へ会合等があれば、防災課の担当職員を派遣しまして、皆さんでまずは自助の部分、また共助の部分についてはご指導させていただきます。また、お力添えも、それに対して、公助の面での範囲もご説明をしながら行っているところでございます。

今のご質問の中の手動式の井戸ということで、市長の答弁にもありましたが、もちろん飲料水としては非常に難しいかと思えます。木村議員さんがおっしゃるように、その他の水として活用できることはもう間違いないとは思っております。

しかしながら、井戸を掘っていただくという行政側からの指導というのは、強制力ももちろんございませんし、皆様方の地区で共助の部分で皆さんでお考えになった上でやっていただくのは、非常に私どもも歓迎をするところでございます。これを行政指導としてやるということは、ちょっと難しいかと思えます。

そこで、お答えしているとおり、まずは避難所と指定されている部分、水道が入っているところはよろしいんですが、井戸のものにつきましては、当然停電時にはポンプが動かないということで、それが稼働できる発電機をまず整備をしまして、これにつきましてはもちろん飲み水としても使える水で、その他の水についても当然のごとく使えるということで、市としましては、そちらの方向性をまず整備をしてからというふうに考えております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。安心安全な水を供給していただくには、今の電動式のポンプでくみ上げた水を使うのが安心だろうと思います。

今、市内の避難場所ということで、地図が八街市のホームページに出ているんですが、大体30カ所が避難場所指定されていると思いますが、この30カ所の水道のポンプが止まったときに、発電機を供給できるだけの数はあるのでしょうか。ちょっとその辺だけ確認したいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

現在のところ、先ほど申しました発電機等を含めまして、避難所30カ所のうち18カ所には整備ができております。当然のごとく、この防災対策につきましては重要なことと捉えておりますので、予算の関係ももちろんございますが、整備を急いでやっていきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。今は18カ所に整備ができていますということですので、あと12カ所にまだできていないところがあるようです。この残りをまたすぐ対応できるように努力していただきたいなというふうに思います。

井戸の水に対しては、これで終わらせていただきます。

次の質問に入らせていただきます。

次は、避難場所の認識だとか誘導について質問させていただきたいと思います。

自然災害は避けられません。突然襲う災害、地震・落雷・台風等によって停電がいつ起こっても不思議ではありません。日没後、寝入りばなの真夜中に突然の停電が起こり、真っ暗やみになったとしたら、パニックになったとしてもおかしくありません。多くの人が集まる場所ではかなり混乱が起こると思います。このような状況にならないよう、事前に幾重にも備えておく必要性があります。真っ暗やみの中避難するときに、指定された避難所等に向かう中、前方に何かが見えて確認することができたり、避難所が見えてきたら安心するのではないのでしょうか。

最近開発された塗料で蓄光塗料というものがあります。昼間の明るいときに光を蓄え、暗くなったら発光するものです。太陽の光だけではなく、電灯の光でも蓄えることができるようです。誘導灯として、階段の段差、庭の踏み石、門扉、手すり、道路標識、危険箇所の認識等々、また、暗やみの中、見える効果で不審者の侵入を躊躇させます。駐車場での被害、ベランダから外壁を伝わって侵入する泥棒、不審者対策にも効果があると思われませんが、行政側で管理しているところでも利用価値が多々あると思われませんが、導入してみてもいいのでしょうか。導入する予定があるかどうか、ちょっとお聞きします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害で停電が発生した場合には、夜間の避難場所は、足もとなどが暗く見えにくい状態になりますので、避難者の安全を確保するために、ある程度の照明器具等が必要であることは、

十分認識しております。そのため、本市では、停電対策として、これまで18カ所の避難場所に、発電機、ハロゲンライト、懐中電灯等を備蓄してまいりましたが、今後も、引き続き、同様の備蓄を進めてまいりたいと考えております。

なお、本市が備蓄する照明器具等だけでは、明かりが足りなくなることも十分考えられますので、備蓄に加えて、避難する際の非常持ち出し品の中に、懐中電灯が必要であることを、市民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

また、木村議員からご提案をいただきました蓄光塗料の利用につきましては、停電対策として有効であると考えておりますが、塗料自体が高価でありますので、避難場所での活用については、慎重に検討してまいりたいと考えております。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。今、最後に、非常に高価なものというふうにご答弁がありました。が、確かにボードだとか、今はもう塗ったものを、でき上がったものはものすごく高いですね。ただ、塗料として購入して塗るには、1平米当たり大体5万円で買えるものだというふう聞いておりますので、塗料として塗料缶1本を買うのでしたら、それほど高いものではないのかなというふうにちょっと考えております。

今、防犯灯を1つ付けるにしても何十万円かかると思いますが、その防犯灯のかわりに、防犯灯を付けると電気を引いたりいろいろな手続がありますので、大変な作業をしないで済ませたい。ところが、蓄光塗料の場合は、そこに行ってただ塗ってくるだけなので、非常に手軽にすぐにできるのかなというふうに思いますので、トータルコストからすると、そんなに高いものではないのではないかと。

今、試験的にあちこちの自治体で蓄光塗料を試して塗ってやっております。非常に喜ばれているようです。本当に遠くからぼうっと夜になると浮き出てくるように、その場所がはっきり見えるようになっておりますので、そこに向かって歩いていけばいいと。また、足もとも少し明るくなっておりますので、足もとでつまずいたり、けがをしたりすることないので、とても手軽に使用できるものになってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、一度塗ったところをご見学していただいて、八街市でも有効に使えるところを探していただいて、導入していただければというふうに思っております。これは提案させていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

食糧備蓄について伺います。

まず、公民館の食糧備蓄について伺います。

八街市防災計画（平成25年6月発行）によりますと、災害時、生活救援として第3章第7節第2食糧の供給で次のようにうたっております。

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、速やかに食糧の供給対策を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることになった場合は、知事が食糧の供給を実施し、市長は知事を補助するものとする。というふうになっております。

1番として食糧供給の方針、地震発生直後は家庭内備蓄及び市の備蓄で対応し、それ以降は県や市が調達した食糧等を供給することを基本とする。とあります。

そこで質問いたします。災害弱者であるお年寄りや、体の不自由な方たちに対しては、共助の部分で、各自治会が守っていかなければならないと思っております。このとき、各自治会で使っている公民館での食糧備蓄をどのように考えているのか、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

八街市地域防災計画では、本市の指定避難場所で、自宅での生活が困難になった被災者を受け入れ、一定期間避難生活を送ることを想定しておりますので、食糧は全て避難場所に備蓄することとしております。

しかしながら、避難場所に指定していない地域の公民館やコミュニティセンター等につきましては、被災者が避難生活を送ることは想定しておりませんので、食糧を備蓄する計画はございません。

**○木村利晴君**

ありがとうございます。市の指定避難場所でない公民館では食糧備蓄の計画がないとのことですが、各自治会も、災害初期段階においては、災害弱者を守って保護してあげられる食糧の備蓄は必要だと思います。

そこで、各自治会で独自に食糧備蓄を進めることについては、いかがお考えでしょうか。

**○総務部長（石毛 勝君）**

ご答弁申し上げます。ただいまの木村議員さんのお話の中で、各自治会等が自主的な共助という形ですか、自主防災組織ですとか区自治会、こういうところが自主的にその地区でお使いになっている公民館等で、まず第一避難という形がとられる場所だとは思いますが、そういう避難生活を送る中で、当然、それぞれが自分の食糧的なものを備蓄するというのも、もちろん、これは皆さんに心がけていただきたいところではございますが、そうではなくて、各地区ごとにそういった生活を皆さんで送れるという、最低限の取り組みとしてそろえていただくと。これは、先ほどもちょっと申し上げましたが、各地区ごとに自主防災組織がどんどん進んでいくという1つの観点から考えますと、ぜひ積極的に取り組んでいただければというふうに、市としても考えるところでございます。

**○木村利晴君**

ありがとうございます。やはり、災害時においては、自助・共助・公助の役割分担が明確になっていなければいけないと思います。自分の命は自分で守る。災害弱者は地域で守る。自分たちのできることはできるだけ自前で行い、災害が長引いたとき公助を得て、災害を乗りきることが大切だと思います。

ぜひ、行政側から各自治会に呼びかけていただきまして、公民館単位で、最低でも災害弱者を数日、3日間程度ですか、支援できる食糧備蓄をしていただけるよう、ご指導していただきたいと思いますが、この呼びかけをしていただけますでしょうか。

### ○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。先ほどもお答えをしたところでございますが、地区ごとにそれぞれ皆さんで助け合うという気持ちが主となりまして、備蓄に心がけていく。これはもう非常にいいことでございまして、やはり自助で足りない部分は共助でと、それでなおかつ長期にわたる避難生活が送られた場合に公的な援助がという、そういった形で成り立っていくと思っております。避難所に指定されていない地区でありながらも、近所の方々はまずそこに集まって、近所の方の確認をするというところから考えますと、1つの方策としまして、これを心がけていただければ、公的機関である私どもにつきましても、非常にありがたいことだというふうに捉えております。

ただし、これは法的なもちろん権限もございませんので、各地区でこういうことをしなさいとか、してくださいという指導はなかなか難しいとは思いますが、それにつきましては、各地区に私どもの職員が出向いて今ご説明、またご指導等もしておりますが、そういう中でお話をさせていただければというふうに思っています。

### ○木村利晴君

ありがとうございます。ぜひ前向きに。これは、行政ばかりに頼らない、自分の命は自分で守る体質を八街市民皆さんが持っていただけるように、しむけていくということも大事なことだというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、各家庭での食糧備蓄について、またお伺いいたします。

八街市地域防災計画では、備蓄対策として、各家庭や事業所等における食糧、飲料水等の備蓄を推進するため、備蓄意識の普及啓発を推進するとしていますが、具体的にはどのような取り組みをされているか、お伺いいたします。

### ○市長（北村新司君）

答弁します。

八街市地域防災計画では、基本方針の中で、家庭や事業所において、3日分以上の食糧、水、生活必需品等の備蓄を推進することとしております。また、昨年9月1日の広報やちまたでも、防災の日特集として、一人3日分の食糧、水の備蓄の例を掲載したところでございます。

しかしながら、市民への周知はまだ十分ではございませんので、今後も、広報やホームページを通じていまして、さらに備蓄の必要性を周知してまいりたいと考えております。

なお、今年度は、自主防災組織の結成促進を図るために、地域の会合等に出席しておりますので、その場もお借りしまして、備蓄の必要性をさらに説明してまいりたいというふうに考えております。

### ○木村利晴君

ありがとうございます。

ただいまご答弁をいただきまして、公助である市や県の支援を受ける前に、自助で各家庭で3日間はしのげる備えをしていかなければいけないと思いますが、各家庭の備蓄の情報は

おありでしょうか。どのくらいのご家庭が何日分ぐらいの食糧を備蓄しているのか、わかっている範囲で結構ですが、お答えいただけますでしょうか。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

本来ですとそこまで入り込んだ調査をすべきなのかもしれませんが、現在の段階で調査をした経緯もございません。したがって、各家庭にどのくらい備蓄されているのかと、八街市民の中でどのくらいされているのかという情報につきましては、ございません。

ちなみに、私の家庭では、3人家族でございますので、それなりのものは一応準備はしているところでございます。

#### ○木村利晴君

ありがとうございます。各町内会で、各家庭はどの程度食糧備蓄されているか、これは調査をしていただいた方がいかなというように思います。これを、町内会で毎月役員会等を開いておりますので、そのときに個数調査をしております。このときに、各家庭でどういう備蓄をされているのかどうか、確認することは可能かなというふうに思っておりますので、各町内会から上がってきた数字を、また区に上げていただきまして、区からまた備蓄報告を市の方に上げていただける。こんな情報を提供していく情報網をつくっていただきまして、災害時にはいろんなアクシデントがございますので、また、そのときに多くの情報を持っていることによって、適切な判断とまた指示が可能になってくると思います。現状の情報収集の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

一応、この備蓄に関しては終わらせていただきます。

次に最後になりますが、教育問題で質問させていただきます。

不登校問題でございます。

不登校児童・生徒についてのお伺いですが、八街市におかれましては、幼小中高の連携教育を全国に先駆けて取り組んでおります。ホームページでも、特色ある実践で、生きる力を育む連携教育と題して、次のようにうたっております。

なぜこの幼少中高連携教育が必要だったのか。昨今、少年とは思えない残虐な手口で人の命をいとも簡単に奪ってしまうなどの少年犯罪の多発、また成人式等に見られる傍若無人ぶりの振る舞い、そして教育現場でのいじめ、不登校問題、授業の不成立、規範意識の欠如、心の荒廃などが社会に大きな影響を与えている。なぜこのような状況が生まれてきたのだろうか。第一に、学校・家庭・地域は社会的道徳を培ってこなかったこと。第二に、核家族化し、少子化、そして子どもの安全を確保することによって、人との接触を排除し、他人を考えた生活をしなくなった。第三に、人間形成を目標にする教育活動において、生き方指導が不十分であったことなどが考えられる。そこで、八街市の幼少中高連携教育において、14年間で、子どもたちに多くの体験をさせ、多くの人と関わらせることを重視する。学校を開き、学年・学級・教科を開き、集団や個を開き、園児・児童・生徒を主役にした学校づくりに努力する。夢を持ち、たくましく自己実現を図る子どもの教育を目指すと考え、取り組むことにしたとあります。

中学校では、八街中央中学校、八街中学校が魅力ある学校づくりに取り組み、成果を上げられ、校内の雰囲気も生徒の服装も態度も大変よくなったと感じられます。これは先生たちのご努力に敬意と感謝を申し上げます。

そんな中でも、不登校生徒は継続、発生している現実があります。そのきっかけになったことはいろいろとあると思われまます。本人に関わる問題（無気力、情緒的混乱など）、いじめを除く友人関係、学業の不振、小学校では、特に、親子関係をめぐる問題、家庭生活の急激な変化と、家庭に関わる要因が多いと聞いております。

そこで質問いたします。

新学期から2カ月経過しておりますが、八街市の現状はどのようになっておりますか、お伺いいたします。

### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

平成25年度の不登校欠席児童生徒は、小学校では37名、1.01パーセント、中学校では119人、5.59パーセントです。これは平成24年度と比べ、小学校では0.05パーセントの増加、中学校では0.38パーセントの減少となっております。小中学校を合わせると、平成24年度に比べ、0.12パーセントの減少となっておりますが、平成24年度の県平均が小学校で0.26パーセント、中学校で2.42パーセントですので、依然としてその割合は高い方です。

不登校への対応策としましては、本年度、次の3点を取り組んでまいります。

1点目は、未然防止の取り組みとしまして、各学校において魅力ある学校づくりを推進してまいります。魅力ある学校づくりとは、学校を、さまざまな活動を通して、自己存在感の持てる場、わかる喜びを知り、主体的に学習できる場とすることです。そのことで、児童生徒の登校意欲を育てます。

2点目は、不登校児童生徒に対する早期対応です。昨年度から、八街東小学校に、遅刻不登校対策としまして、週3日の午前中2時間、訪問担当の学校教育相談会員を派遣しております。また、不安や不適応、問題行動等について、児童・保護者・教職員の相談を行うため、本年度は、県費スクールカウンセラーが、市内全中学校のほか、実住小学校と八街東小学校に隔週で配置されました。そのほかの小学校につきましては、昨年同様市カウンセラーの巡回相談を行うとともに、必要に応じて派遣相談を行う予定です。

3点目は、連携と状況に応じた段階的支援です。家庭支援の必要な不登校児童生徒につきましては、現在、市長部局、民生委員、主任児童相談員及び関係諸機関と連携し、対応しております。一方、市教育支援センター「ナチュラル」では、不登校児童生徒の居場所づくりとともに、学ぶ楽しさ、活動する楽しさを少しずつ体験させるようにしております。そのほか、2名の家庭訪問担当学校教育相談員、各中学校の校内適応指導教室補助教員を配置し、各学校等が連携し、子どもの状態に応じて段階的に学校復帰につながるよう、支援しております。

教育委員会としましては、今後も、不登校をつくらない学校づくり、不登校の解消に向けて、より一層取り組んでまいります。

○木村利晴君

ありがとうございます。今、不登校児童生徒の人数をお聞きいたしましたけれども、この人数は八街市としては、県レベルではどの程度のものなのか。県の平均なのか、それとも県の平均より少ないのかどうか、この辺のところをちょっとお伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

全国、県レベルというご質問でございますけれども、平成24年度の問題行動調査によりますと、全国の小学校における不登校率が0.31パーセント、中学校が2.56パーセント。千葉県の小学校における不登校率が0.26パーセント、中学校で2.42パーセントとなっております。八街市におきましては、先ほど平成25年度で答弁させていただきましたけれども、小学校で1.01パーセント、中学校では5.59パーセントとなっております。これらと比較いたしますと、全国平均、千葉県平均と比べましても、高い状況でございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。かなりの、パーセンテージですと倍ぐらいの不登校率になっているなというふうに感じました。やはり、この不登校生徒の減少のために、今、取り組みをされているようですけれども、本当に成果を出さないとなかなか難しいのかなというふうに思います。子どもたちはいろんな問題を抱えていると思います。家庭の問題もいろいろとあると思いますけれども、しっかりと周りの方がサポートしていかないといけないかなというふうに思っております。

ほかのものでちょっと調べたところを見ますと、児童生徒が、学校もしくは学校外の機関、いろんなところから何も関わりを持っていない。要するに、不登校生徒に対する支援や相談、そういうことを受けていない子どもたちが30パーセントいるというふうにお聞きしているんですけれども、八街市では、今、述べられました不登校児童生徒、この方たちの相談等ほどの程度まで相談に乗ってあげられているのか、把握していますでしょうか。ちょっとその辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○教育次長（河野政弘君）

ただいまの質問でございますけれども、八街市におきましては、長欠の報告を、毎月学校教育課に、各学校の長欠担当が行っております。児童生徒の状況や支援に関しまして、指導主事がヒアリングを行ったり、必要に応じまして、ほかの機関と連携をするように指導しております。

こういうことから、学校からもほかの機関からも何の関わりも持たなかったというような不登校児童生徒はいないというふうに認識しております。

○木村利晴君

ありがとうございます。先日も白骨化した子どもが見つかりまして、7年間ぐらい行方知

れずで、その生存すらわかっていなかったと、こんなことがありましたので、八街市に限らないんですけれども、そういう陽のあたらない、誰からも注視されていない子どもが一人もいないように、ご努力していただきたいというふうに思います。

家庭も、学校も、地域も、何のための連携教育なのか、原点に戻っていただきまして、子どものためによいことは何か、また、そのために大人は何をしてあげられるのか、皆さんとともに考えて、実践して、開かれた教育をしていただきたいと思います。

私の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了いたします。

ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午後 2時30分)

○議長（林 修三君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問は、あと3人予定されております。よろしくお願いいいたします。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。

今回は、障がい者にやさしい街づくりについて、農業について、教育についての3点について質問をさせていただきます。

まず初めに、障がい者にやさしい街づくりについて、その中で防災について質問をさせていただきます。

大きな災害があったときに、自分では自由に動くことのできない障がい者等の避難方法や安否確認は、どのように行い、誰が行うのか、まずお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

障がい者等の中には、自力で自宅から避難することが困難な方も多いため、八街市地域防災計画では、福祉関係者、自主防災組織、区、自治会、民生委員等が連携をして避難支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受け入れを円滑に行うこととしております。

もし、大きな災害が発生し、障がい者等が避難を余儀なくされる場合につきましては、これらの関係者が巡回の上、安否確認をし、避難を支援することを想定しております。

○小山栄治君

文部科学省の地質地震調査研究推進本部が公表した2013年版の地震カルテによりますと、今後30年間に八街市役所付近では震度5弱が100パーセント、震度5強が95.2パーセントという、非常に高い確率で地震が起きる可能性があるという報告がございます。

何年か前に、民生委員の方が中心になりまして、災害時要援護者名簿を作成していただきましたけれども、この調査の結果、何人ぐらいの人が登録されて、そのうち何人ぐらいの人が避難を支援してくれる人が要るのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

#### ○高齢者福祉課長（和田文夫君）

市では、高齢者や障がいのある方を災害から守るための支援対策として、平成25年12月に、災害時の要援護者名簿を作成いたしました。これは、地震等の災害時に一人では避難が困難な在宅の方々を災害時要援護者として位置付け、消防署、民生委員等で名簿情報を共有し、地域の安心安全体制を充実させようとするもので、現在、消防署、民生委員とは平時から名簿情報を共有しております。

平成26年3月31日現在、名簿登録者数は1千4人で、961人が65歳以上の高齢者、43人が65歳未満の若年者となっております。災害時に避難支援が決まっている登録者数は198人とどまっております。今後、民生委員等の協力を得て、避難支援者を決めていく必要があると考えております。

#### ○小山栄治君

ありがとうございます。避難支援者の要る登録者が1千4人のうち198人しかいないと、残りの人が支援者なしというのが806人もいるということで、非常に不安な人が多いのではないかと思いますけれども。

ここで、総務部の方でお聞きしたいんですけども、私、今回障がい者ということで質問をしております、これは高齢者福祉課の管轄だというようなお話ですけども、防災課とも非常に関わりが深いことですので、そういう枠を超えて早急に考えなければいけない問題だと思いますので、総務の方でお答えをお願いしたいと思います。

例えば夫婦二人暮らしで二人とも車椅子で生活をしている人とか、ひとり暮らしで目の見えない人とか、災害時のときに一人では何もできない、他人に頼るしかない人は、自分の命を守ることはその人たちは努力をしようけれども、避難所にも自分では行けない、ただ支援をしてくれる人を待つしかできない人、そういう人たちへ一刻も早く支援に行っていかなければいけないと思いますけれども、その点はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。非常に重要なことと私どもも認識しておる中で、地域防災計画にうたわれていますのは、先ほど高齢者福祉課長の方からもお話があったように、まず、対象者が、どういう方が、どういうところに、どういう家族構成等でお住まいになっているのかというところを十分把握しなければいけないというのは、念頭に置かなければいけないというふうに思っております。

その中で、今のお話のように、ご夫婦でそれぞれの行動がうまくおとりになれないという方もいらっしゃる。まして単身の方もいらっしゃるというようないろんな状況を、まず市としては把握して、その情報がある程度の共有をする。地区の民生委員さんを含めまして

福祉活動をされている方々、皆さんで把握していかなければいけない。

それには、市としても、今課題になっています地区の自治会等に加入されていない方も非常に多くいらっしゃいます。そういう中で、近所の方々に、この家にはこの方がいらっしゃるというものがわからない状況も非常に増えているという中で、災害時にはそれが根本的にまず皆さんが、この家にお年寄りが二人で住んでいるんだよということを知り合えるというのものも、もう1つの情報源としては必要ではないかと。ただし、プライバシー、また個人情報等もちろん加味しながらの話になるかと思えますけれども、そういったところを十分に理解をしながら、支援活動をしていかなければいけないというふうに考えています。

#### ○小山栄治君

災害時要援護者名簿は、これは先ほどの答弁にもありましたけれども、民生委員の方と消防署には情報が行っているということですが、個人情報の問題でいろいろと難しい点があると思いますけれども、お話を聞きますと、防災課にもこの情報、名簿がないというようなお話ですが、ぜひ、地元でもそういう人がどこにいるのかわからなければ、助けるにも助けられない。そういうこともありますので、その個人情報もあるでしょうけれども、要援護者名簿に載っている人に確認をとって、公表してもいいとなれば、そういうものも公表していただいて、一刻も早くそういう人を助けるためにも情報を共有できるような手段をとっていただきたいと思います。これは答弁は結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、障がい者、特に車椅子の人にお話を伺ったところ、避難場所に行ったときに、トイレが一番心配なんだと、そういう話を聞きましたけれども、避難場所に、障がい者用のトイレはあるのかどうか、お伺ひいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の指定避難場所30カ所のうち、市の施設が23カ所あり、そのうち14カ所に障がい者用トイレが設置されております。また、市の施設のうち、障がい者用トイレが設置されていない施設は、小中学校、保育園のうち、9カ所でございます、これらにつきましても、今後、建て替えや大規模な増築を行う場合には、障がい者用トイレを設置することとしております。

なお、その他の指定避難所7カ所につきましては、地区のコミュニティや公民館であり、市の施設ではございませんので、障がい者用トイレの有無については確認できておりませんが、今後調査してまいります。

いずれにいたしましても、指定避難場所は障がい者専用の施設ではございませんので、障がい者の避難生活が長期に及ぶ場合については、障害者施設への受け入れを要請すること等が必要になるものと考えております。

#### ○小山栄治君

車椅子の人は、トイレが一番心配していると先ほど言いましたけれども、答弁の中では避

難生活が長期に及ぶ場合は障がい者施設等へという答弁がありました。トイレというのは毎日使うものですので、私は車椅子等の障がい者は、障がい者用トイレのある避難所に避難していただき、そこで支援をしていくことが大切ではないかと、また支援しやすいのではないかと思いますけれども、そういう福祉避難所のような場所ができないのかどうか、お伺いいたします。

#### ○市民部長（加藤多久美君）

避難所の中のいわゆる福祉避難所という考え方については、今回、東日本大震災のときについても、障がい者とか高齢者の方にとって、通常の避難所がなかなか使いづらいとか、そういうのがございまして、やはり福祉避難所という取り扱いをしなければいけないということで、地域防災計画の中でも、想定としては保健センターを福祉避難所として設定できないかということで規定してございますので、今後その内容について、設備等については、今後私ども市民部等においても十分検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

#### ○小山栄治君

ありがとうございます。障がい者が安心して避難できる場所、こういうことははっきりと示してあげることが、障がい者にとっても安心していただけたと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、要旨2、住みやすい環境について質問させていただきます。

八街市の道路は歩道は狭く、車椅子の人、介助する人にとっては大変危険だという話を聞きます。少しの段差でも、すき間穴でも車椅子の人にとっては大変怖いようです。以前から、この問題は質問されていると思いますけれども、本市では、車椅子の人が、安心して通行できる道路や歩道整備を、今までどのように整備してきたのか、お伺ひしたいと思います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

車椅子利用者が安心して通行するためには、車両の通行と分離することが必要であり、この点において歩道整備が有効であると考えております。

以前は歩道面が車道より一段高い、マウンドアップ型の歩道が主流でありましたが、波打ち歩道と言われるとおり、高齢者や車椅子利用者の方々の通行に支障を来しておりました。

現在は、歩行者や車椅子利用者の方々の利便性を考慮し、傾斜や段差の少ないフラット型の歩道整備を行っており、今までに、八街駅北側地区土地区画整理事業区域内や八街バイパス、市道223号線や市道文違1号線などでバリアフリーの歩道整備を行ってまいりました。また、現在も八街南中学校付近の市道四木28号線で整備工事を行っているところでございます。

今後も、歩行者や車椅子の方々が利用しやすく、安心して通行できる道路整備を、推進してまいりたいと考えております。

#### ○小山栄治君

ありがとうございました。車椅子の道路整備、また歩道整備は、引き続き車椅子の利用者が安心して通行できるような整備を、これからもお願いしたいと思います。

次に、車椅子の購入についてお尋ねいたします。

65歳以上の障がい者等が車椅子を利用する場合、介護保険給付が優先されることから、車椅子はリースで、自分の体に合ったものを借りていただくのが基本とのことですが、65歳以上の車椅子利用者で、リースでは体に合わず、生活するのにも自分に合った車椅子がない場合は購入するしかありません、という話を伺いました。購入するにも、軽くてよいものは、40万円から50万円もするというお話です。

そこでお伺いしたいと思います。65歳以上の方が車椅子を購入する場合、助成はできないのかどうか、お尋ねいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

身体に障害のある方の車椅子の購入につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの補装具費の支給対象となりますが、障害者総合支援法以外の法令に基づき補装具の給付、または貸与が受けられる場合には、支給対象外となります。

この補装具費支給制度は、障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車椅子等の補装具の購入費や修理費用に対し支給されるものでございます。

補装具にかかる利用者負担につきましては、世帯の所得に応じ上限額が定められており、上限額より費用の1割相当額が低い場合には、1割負担となります。

また、65歳以上の身体に障がいのある方で、介護保険の受給者につきましては、介護保険給付が優先されることから、介護保険サービスの福祉用具貸与の対象となり、車椅子の貸与となります。

福祉用具貸与にかかる利用者負担につきましては、貸与に要した費用の1割負担となります。

なお、福祉用具での貸与の車椅子が、身体の状態にそぐわない場合などには、補装具費支給の可否について専門機関に判定を依頼し、貸与の車椅子では対応できないと判定されたときには、障害福祉サービスの補装具費の支給対象となります。

#### ○小山栄治君

65歳以上の方で、リースの車椅子が体に合わない場合は、専門機関に判定を依頼して、リースの車椅子では対応できないと判定されたときに支給対象になるという答弁でしたけれども、お話を伺ったところ、現在、八街では今のところ支給対象になった人がいないという話を伺いました。これは、支給対象が大体リースで、できるだけその人に使ってもらい、体に多少合わなくてもリースで使っているのかなとも思いますけれども、もしも車椅子を購入しても体になかなか合わないのではということがあれば、支給対象者になるということをお話してあげて、できれば、車椅子の購入ができるようなことをしていただけるように、

65歳以上の車椅子利用者に説明をしていただきたいと思います。なかなかハードルが高くて支給対象にならないというような感じがいたしますので、希望者には専門機関に判定を依頼していただいて、できるだけ支給対象になるようにご努力をいただきたいと思います。

次に、小さい子の障がい者を持つ家族の人、特に障がい者本人やお母さん方とはかく閉鎖的になりやすくて、精神的に病んでいる人がたくさんいると聞きます。同じ悩みを持つ障がい者の人や、家族の人が集えるサロンのような場所が本市にあったらいいですねという声がありました。

そこでお尋ねいたします。小さい子の障がい者やお母さんたちが集まれるサロンのような場所が本市にできないのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、障害者総合支援法に基づく障がい児を対象とした八街市内の通所支援事業所につきましては、就学前の障害児に対する療育の場としての児童発達支援事業所が2カ所、学校就学中の障害児に対する放課後や夏休みなどに生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する放課後等デイサービス事業所が3カ所あります。

市におきましても、親子が気軽に集える憩いの部屋、他世代との交流の部屋として、総合保健福祉センター及びスポーツプラザの施設の一部を一般開放しているほか、親子の遊び交流の場として、保育園、幼稚園、つくし園を開放しております。

また、社会福祉協議会では、子どもたちが健やかに育つよう、子育てを地域で応援することを目的に子育てサロンを設置して、各種の活動が展開されております。

ご質問の、小さい子の障がい者が集まり、遊びや勉強の場となるサロンのような場所につきましては、障がいのある子と保護者等が気軽に集うことにより、子育てに関する悩みや楽しみをともに分かち合い、交流の場にもつながることから、サロンのような場所について研究してまいりたいと考えております。

#### ○小山栄治君

ありがとうございました。サロンのようなものが八街にできるといいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、農業について質問をさせていただきます。

まず初めに、再生可能エネルギー発電についてお伺いいたします。

私は、12月議会でも質問をさせていただきましたが、その後、国でも基本方針を作り、パブリックコメントを行い、5月にでき上がったようですが、本市としては、農林漁業の健全な発展や、調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進について、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年11月に、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の

促進に関する法律が成立いたしました。この法律は、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の活性化を図ろうとするものであり、その際に、再生可能エネルギー発電設備の無計画な整備により、農業等の健全な発展に必要な優良農地等が失われることがないように、市町村が基本計画で定める区域に設備の設置を誘導する仕組みとなっております。

市町村が基本計画で定める区域の条件としましては、再生利用が困難な荒廃農地及び再生可能な農地のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作が見込まれない農地となっております。本市の耕作放棄地は、農業委員会の調査によりますと、平成25年度で235ヘクタールありますが、再生が困難な荒廃農地ではございませんでした。また、生産条件が不利で、相当期間耕作が見込まれない農地につきましては、日当たりが悪いなど太陽光発電の設置条件には不向きな場所となっております。

このようなことから、現時点でわかっている範囲では、本市においては条件的に非常に難しいと考えますが、近々、国による説明会が開催されると聞いておりますので、詳細について確認してまいりたいと考えております。

#### ○小山栄治君

ありがとうございます。本市でもいずれ基本計画ができ上がると思いますけれども、ぜひ早いうちに基本計画をつくっていただきたいと思います。

続きまして、農業委員についてお尋ねいたします。

今年7月に農業委員の選挙が予定されております。全国的に女性農業委員を増やそうという声が高まっておりますけれども、本市においても、前回議会推薦で初めて女性農業委員が誕生しました。しかし現在一人でございます。今回も議会推薦で女性の方が承認されましたが、複数の女性農業委員がいることが望ましいと考えますが、女性の農業委員を増やす方策はないのか、お伺いいたします。

#### ○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

答弁いたします。現在、農業委員会活動のさらなる活性化を図るために、女性農業委員の登用に向けた取り組みを推進するようにと、各農業委員会に国が県を通じて要請がなされているところであります。

これを踏まえて、本市農業委員会でも、平成23年7月より女性委員一人を登用しているところでございます。

現在、本市農業委員会においては、さらなる農業委員会の活性化を図る上で、女性農業委員の登用が不可欠であるとの国の方針を踏まえて、選任委員については、関係部局と連携しながら、市議会、いんば農業協同組合、農業共済、土地改良区へ女性農業委員の登用に協力くださるよう働きかけをしているところであります。

また、現在、国で農業委員会改革についても論議がなされているところでございますので、これらを注視しながら、今後も、引き続き関係部局と連携し、各種機関に働きかけを行い、女性農業委員が登用されるよう努めていきたいと考えております。

### ○小山栄治君

ありがとうございます。前回から女性委員が一人誕生しましたけれども、一人ではなかなか変わることが難しいのかもしれませんが、女性が一人入ったということで、どのような変化、また動き等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

### ○農業委員会事務局長（醍醐文一君）

僭越ながら、私まだ4月から着任しまして2カ月ではありますが、前回の農業委員会の事務局長を辞してから10年を経過して、新たにここに臨ませていただいております、新たに女性委員さんがいるということで、総会並びに現場に出て現場を調査するのですが、その中に女性委員さんがいることによって、女性ならではの経験並びに考え方、視点を踏まえた物の見方等を踏まえた雰囲気、その場にただよふと感じております。そういったものは、少なからず活性化に向けての何らかの働きはあるなということは、直感として感じしております。

以上でございます。

### ○小山栄治君

話に聞きますと、議会推薦の枠が4つあるんだというような話を聞きましたけれども、現在、議会からは一人前回推薦しましたけれども、最高で4人できるということですが、議長さんにここでお願いですけれども、ぜひ議会からもう一人でも選べば複数になると思いますので、ぜひ議会推薦の枠がもう少しあるということですので、議会から選ぶのが、一番女性委員を増やす早い方法ではないかと思っておりますけれども、その辺の検討をお願いしたいと思います。これは答弁は要りません。

続いて、農業を八街の観光にできないだろうかという質問をさせていただきます。

本市の基幹産業である農業、本市にはこれといった観光場所もなく、八街に足を運んで来る人もあまりいません。私は、八街には農業があるじゃないかと思っております。空気もおいしく、広い農地で子どもたちも駆け回れる。そして、おいしい野菜を食べて、いろいろな農業体験もできる。私は、知恵を出して工夫をすれば、農業だって立派な観光になるのではないかと考えます。

そこでお尋ねいたします。本市の農業を観光に結び付ける工夫は考えられないのか、お伺いいたします。

### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、市の農業振興計画に位置付けた民間企業による農業の振興と観光を合わせた事業計画がございます。

この計画は、大谷流地先にある長年耕作されていない水田を活用し、自然とふれ合うことができるビオトープや地元農産物を集めて来場者に販売する直売所施設、及び隣接する農地を活用し農業体験ができる交流広場、また宿泊も可能なバンガローやキャンプ場なども整備する計画となっておりますので、首都圏近郊の家族連れやリタイアし余暇を楽しむ人など、

多くの方に利用していただける施設になるものと期待しております。

今後につきましては、市といんば農協及び事業計画者である民間企業の三者による直売所及び農業体験施設等の運営に関する協定を締結する予定でございます。

#### ○小山栄治君

ただいま市長の答弁の中に、八街にも企業がそういう施設を作るといようなお話がありましたけれども、もう少し具体的な話があれば、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○経済環境部長（吉野輝美君）

川上地区の長年水田地域が荒廃している地域において、面積的には3万7千546平方メートル、3.7ヘクタールといいますが、広大な農地をビオトープや直売所、あるいは農業体験としての施設、あわせて水田地域ですので下流への水の抑制ということでため池的な施設にもなるということで、下流側の水田への影響にもある程度防御的なものも考えられますが、あとは、先ほど市長からもありましたキャンプ場やバンガローを整備する計画で、その部分、農振農用地や普通の第二種農地的なところもありましたけれども、それら除外関係は済んでおるのですが、あとは、民間活用として、直売所の運営についてはJAいんばが協定に基づいて関与し行う、というような計画であります。

#### ○小山栄治君

民間の業者が入ってきて、多少なりとも八街市の活性化になるのかなと、私は期待いたしますけれども、八街は空港にも近いですので、できれば外国人のお客さんを八街に呼び込んで、例えば古民家を利用した日本のふるさとをわかってもらえるようなもの、また日本の農業というものを体験していただけるような、そういうものを考えてもおもしろいかなと私は考えますけれども、ぜひ、いろいろなことを考えて、八街の農業の観光化に結び付くような工夫を考えて、これからもやっていただきたいと思います。

次に、教育について質問をさせていただきます。

まず初めに、教育長は、就任した時、広報やちまたの就任挨拶の中で「たくましく生きる力」という言葉がありましたが、教育長の考えるたくましく生きる力とはどのようなことで、たくましく生きる力をどのように育てていくのかをお伺いいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

子どもたちの生きる力、また、その育成については、以下のように考えます。

まずは、学習に対して前向きに取り組む態度を身に付けることです。将来の夢実現のために、今どれだけ積極的に学習に取り組み、学習の大切さ、楽しさを知ることができるかが、自己実現のために必要なたくましさ、すなわち、生きる力であると考えます。

次に、自分と他を同じように尊重できる心を持つことです。自尊心が持て、他人も自分自身も同じように大切にできることは、心豊かな人間の育成へとつながります。

また、コミュニケーション能力を身につけることで、社会性が生まれ、自己有用感が得られることが生きる力につながるものと考えております。

これら生きる力の育成には、小学生・中学生時代の集団生活の中で、友達のよさを見付け合い、認め合う機会を多く設けることが必要です。

また、学習の場での学び合いや磨き合い、意見交換等によって、主体的に学習に取り組む経験を十分味わわせることが必要であるとも考えます。

さらに、学校や学級が自分の確かな居場所となり、教師や友達と信頼関係を結ぶことができれば、自分のよさを十分活かした将来の夢や希望が見えてくるとともに、将来のために今を精いっぱい生きること、努力することができる。すなわち、たくましく生きる力が身についていくものと考えます。

そして、学校が児童生徒にとって最高の魅力ある場所であることと、本市の教育の柱である幼小中高連携教育を一層充実させていくことで、厳しい世の中をたくましく生きていける児童生徒、さらには、将来八街市を支えるたくましい人間育成が実現できるものと確信しております。

#### ○小山栄治君

教育長、ありがとうございます。教育長の今の言葉、非常に期待しております。

これでもう少し具体的に、八街市の小中学校でどういうことをやろうと考えているのか、もうちょっと具体的なことがありましたら、お話を聞きたいと思います。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

生きる力といいますと、さまざまな捉え方があります。先ほど答弁の中で、私はそれを2点に絞って申し上げたわけでございます。私の考える多くの生きる力をもし1つに集約するのであれば、それは将来に向けて自分を高めようとする能力と考えています。それらをどのように育てていくかということについては、各幼稚園や小中学校、関係機関と連携教育を図る中で、次のことを大切にしていきたいと思っています。

1つ目は、学び合い学習の時間をとる。既に多くの学校で行われておりますけれども、児童生徒が授業中に考えや意見を表現し合いながら授業を進めていくということで、知識のネットワーク化、学級の中での知識のネットワーク化を図ることで、知識理解を増やし、定着させていきたいなと思います。

2つ目は、コミュニケーション能力の育成でございます。外国語指導や各教科の中で自由に意見や考えを述べ合う、そういう力でございます。これは、将来来る、もう来ているかもしれませんが、グローバル社会に対応できる能力、すなわち生きる力だと思っております。

3つ目ですけれども、これはICT教育の推進をしたいと思っております。情報コミュニケーション技術の活用能力ということでございます。多くの情報の中から必要な情報を取捨選択して、それを自分の将来に向かって活かしていく。また、その機器の使い方もマスターするというのを、将来、生きる力として必要なものと考えております。

たくさんある中ではございますけれども、その3点、特に生きる力の育成のために育てていきたいなと思っております。

以上でございます。

## ○小山栄治君

新聞によりますと、自殺者が2年連続で3万人を切ったというような記事が載っております。先進7カ国中、15歳から34歳の若い世代で死因の一位が自殺になっているのは、日本だけだったという記事がありました。

本市では、自殺をなくす生きる力を大切に、どう教育をしていくのか、本市の取り組みを聞かせてください。

## ○教育次長（河野政弘君）

子どもたちの生きる力を育成するということのご質問でございますけれども、それが将来的に自殺とかその辺をなくしていくということにつながるということの中で、八街市では、かねてより幼小中高連携教育を行っております。そういった中で、継続指導の6項目ということがございますけれども、話を静かに聞くことができる、指示を受けて行動ができる、挨拶ができる、正しい言葉遣いができる、清掃ができる、それから、自学ができる、この6つが継続指導として挙げております。これらは、人間として基本的な生活のあり方というか、社会で生活していく上で非常に大切なことだと考えております。

こういうことを、頭で考えるのではなくて、自然に行動できるというところまで継続指導していくことが、生きる力につながるのではないかとというふうに考えております。

## ○小山栄治君

ありがとうございます。八街市から一人も自殺者が出ないように一生懸命やっていると聞いています。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

たくましく生きる力学習プログラム、育成プログラムというものをつくって学習している学校があるようですけれども、本市ではそのようなことを考えているのかどうか、お伺ひしたいと思います。

## ○教育長（加曾利佳信君）

今、議員の方から質問がありました部分に関しての予定は、今のところ、私の方では聞いておりませんが、先ほどからありましたように、幼小中高連携の中で全てを集約して、生きる力、そして今後の夢・希望をかなえる力を付けるということで進んでおります。

以上でございます。

## ○小山栄治君

他県では、学習プログラム、また育成プログラムという名前でやっているようですけれども、非常に成果が出ているというようなお話がありますので、ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。

次に、学力テストの結果の公表についてお伺ひいたします。

毎年、全国学力テストや県の学力テストが行われていますけれども、テストの結果の公表については、全国まちまちで、各市町村の教育委員会に判断は任されているようですけれども、結果の公表につきましては、メリット、デメリットがあると思いますけれども、本市では、学力テストの結果の公表についてどのように考えているのか、お伺ひいたします

### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

本年度の全国学力・学習状況調査につきましては、4月22日に実施され、今後、文部科学省により取りまとめられた結果が8月下旬に通知されます。

本調査の結果の公表につきましては、文部科学省の実施要領に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表が本年度より可能になりました。しかし、八街市教育委員会では、学校の序列化や過度な競争が生じることへの影響に配慮した上で、公表はしない方向で検討しております。

なお、八街市教育委員会では、教育施策の成果と課題を検証し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるといふ本調査の目的に基づき、教育委員会及び各学校で結果を分析し、その後、授業改善、学力向上につなげているところです。

本調査のみならず、県標準学力検査等、各調査の結果をもとに、今後も児童生徒の学力向上に努めてまいります。

### ○小山栄治君

ただいまの答弁で、八街では公表をしないというような答弁でございました。保護者にとっては、自分の子どもの通っている学校が千葉県でどのぐらいの位置にあるのかというようなことは、知りたいと思っております。

また、学力テストと同じように体力テストというのが行われておりますけれども、体力テストは学校ごとに、また種目ごとにかなり詳しく公表されております。体力テストを公表して、学力テストは公表しないというのは、どういうことなのか私はちょっとわからないんですけれども、体力テストは劣っていても勉強が好きな人、また勉強が嫌いな人でも体力があるという人、いろいろなことがあると思っております。体力テストの結果で、例えば学校によっては、握力が県下でも劣っているという学校は、休み時間に鉄棒を子どもたちにさせて握力を付けさせるというような努力をしているというお話を聞いております。

私は、公表をしないのではなくて、子どもにとってプラスになる公表の方法があるのではないかと考えますけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

体力テストの結果の公表につきましては、その公表のスタートからかなりの時間がもうたっております。非常に歴史があり、学校、家庭、地域が、その結果を受け入れ正しく判断して、今後の指導や生活に活かすという状況がもうでき上がっているかと存じます。

しかし、学力状況調査の結果につきましては、本年度から、教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断した上で、公表が可能になったばかりでございます。学力状況調査の結果は学力の一部であって、教育活動の一側面であることを踏まえ、それを公表する上での効果や影響を慎重に検討して、今後、どのような本市としての適切な公表の仕方があるのかは、今後校長会等とともに研究はしてまいりたいと思っております。

しかしながら、慎重を期す上から、現段階としては、公表をしない方向で検討してまいります。

○小山栄治君

わかりました。子どもにとって一番プラスになる、これが一番大事なことだと思います。私は、公表をする、しないというのはよくわからないんですけども、子どもにプラスになるような公表方法、それをぜひ考えていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時18分)

(再開 午後 3時28分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

誠和会の小菅耕二です。

日頃から、北村市長をはじめ市当局の皆様には、お届けする市民要望に対して真摯なお取り組みをいただき、ありがとうございます。

また、林議長をはじめ議員の皆様には、議会活動へのご指導等を賜り、この席をおかりして感謝申し上げます。

通告に従い、一括質問の形式で順次ご質問いたします。

質問事項の第1番目は、防犯体制の確立について、お伺いいたします。

安心・安全の確保は、地域生活を送るために最も重要なものと考えております。自分なりに市民生活の安心・安全確保の課題点などを申し述べてみたいと思います。

まず最初に、街づくりの中における安心・安全の確保です。

住宅対策として、既存市街地におけるまちの死角をなくすこと。地域主導の中で行政の積極的な支援が望まれます。特に、新たな宅地開発には、安心・安全な街づくりの視点に立った計画となるよう行政の徹底した指導が望まれます。

また、事業者や商店街の安心・安全な街づくりとして、空き店舗等の、侵入による放火や青少年のたまり場とならないよう、施錠等の環境整備に努めるよう行政の指導が望まれます。特に、商店街内の施設へは、防犯カメラなどの防犯機器の設置が促進されるよう、行政の支援も望まれます。

また、安全パトロールの実施や、後ほどの質問にも関連しますが、街路灯の保守点検等、必要な改善が急がれます。

道路等の安全対策として、樹木の剪定や照明灯の設置により、見通しを確保し、犯罪の発生がしにくくなる環境づくりも急がれる課題であります。

一方、公共施設の安心・安全確保を考えてみたいと思います。

最も大切なことは、公共施設は、防犯上の安全点検、犯罪発生時対策のマニュアル化を完備して、市民の安全確保を最優先することが望まれます。

また、小中学校では、学校事故対応マニュアルに沿った安全配慮に努め、計画的な安全点検を徹底していただきたいと思います。現在、耐震化の改修が進められていますが、この際、防犯対策を考慮した設備の改修に取り組んでいただきたいと要望いたします。

特に、幼児の通う保育園等へは、出入り口の施錠、インターホンの設置、職員室等からの見通しの確保など、不審者侵入防止策の徹底をお願いいたします。

また、防犯カメラの設置であります。市街地に設置した防犯カメラへは、プライバシー保護に配慮し、設置本来の機能が十分発揮されることを期待いたします。

さて、自分たちの街は自分たちでまず最初に守るということ、市民が等しく知ることこそ、安心・安全な街に育つと確信しております。つまり、防犯意識や地域防犯力の高揚であります。特に、地域の高齢者・障がい者に対して、地域の方々の協力をいただいて防犯上のアドバイスや情報提供の徹底を促進していただきたいと思います。

また、やちまた防犯の日を設定して、講習会や訓練を、関係者の協力をいただき、行政が先頭に立って、地域の防犯活動を強力に展開し、地域の防犯力の強化を図っていただきたいと思います。

そこで、質問の第1は、近年の市内犯罪発生状況について、お尋ねいたします。

次に、質問の第2は、市内の防犯体制の強化について、お尋ねいたします。

次に、質問の第3は、防犯カメラのさらなる設置促進を望みますが、その設置計画はどうか、お尋ねいたします。

次に、質問事項の第2番目は、本市の基幹産業である農業振興についてお伺いいたします。

農業振興なくして本市の発展はありません。このことは、農業振興の課題解決に向けて、八街市民全体で取り組むことにつながることを考えております。

少子高齢化の確実な進展を背景に抱えた社会全体の取り組みとして、農業振興を捉えなければならないことではないでしょうか。平均寿命は、今や、男性79歳、女性86歳となり、国の予測では、平成72年（西暦2060年）には、男性84歳、女性91歳となり、女性の平均寿命は90年を超えるものであります。

現在、日本人の4人に一人が65歳以上の高齢者、10年後には団塊世代が一斉に75歳以上の後期高齢者となる2025年問題も控えております。

その半面、労働力人口が減るため、政府は高齢者の活用に力を入れております。

昨年4月には、高年齢者雇用安定法が改正され、企業には、意欲のある高齢者を厚生年金の支給開始年齢に達するまで雇用し続けることが義務付けられました。

また、この団塊の世代の方々の意向を、同じく国のアンケート調査を見ると、何歳まで働

きたいかの就業希望年齢を見ると、働けるうちはいつまでもが最も多く、25.1パーセントであり、次いで、70歳までが21.3パーセントとなっており、65歳以降も働くことを希望する割合は50パーセントを超えております。

しかし、一方で、働きたいとは思わないが20.6パーセント、65歳までが16.1パーセント、今すぐにでもやめたいが1.8パーセントと、65歳までで退職したいと希望する人が38.5パーセントとなっております。

このように、団塊の世代は就労意欲が高いことから、就労を希望する人が活躍できる環境の整備を図ることが必要であると記されております。

また、高齢期は、本人の健康、体力等に個人差があり、就業形態、就業時間など働き方のニーズが多様化することから、ニーズに対応した就業環境を整備することにより、就業の機会を確保することが重要であり、企業における就労のほか、農業就労をはじめとするコミュニティ・ビジネスの起業等も雇用の受け皿になることから、起業に向けた支援を行うことも重要であろうと分析されております。

このような時代背景の中にあって、豊かな自然環境に恵まれた八街市の基幹産業の農業の分野において、これらの受け皿をもつての農業振興を図ることが大切なことではないのかと考えております。

そこで、質問の第1は、農業の担い手育成への取り組みについて、お尋ねいたします。

次に、質問の第2は、定年退職後の元気な方の農業への新規就労支援について、お尋ねいたします。

次に、質問の第3は、地元産品の地産地消への取り組みについて、お尋ねいたします。

質問の第4は、地元産品の販路拡大への支援について、お尋ねいたします。

質問事項の第3番目は、クリーンセンターについてお伺いいたします。

年末にようやく時間がとれ、大掃除等をしたものの、クリーンセンターの受け入れ時間間に合わず年を越してしまった、何とかしていただきたいという市民要望に、どのようにお応えいただけるのか、お尋ねいたします。

次に、質問事項の第4番目は、街路灯について、お伺いいたします。

質問事項の第1番目の防犯体制の確立についてのご質問でも触れましたが、商店街の皆さんが整備を図っている街路灯のLED化に向けた整備について、行政の積極的なご支援を強くご要望いたしますが、いかがでしょうか。

次に、質問事項の第5番目は、八街バイパスの整備促進について、お伺いいたします。

快適な市民生活の確立や市民の経済活動などの進展を図る重要施策として、県と共同して進められている八街バイパスの一刻も早い完成を強く望むものであります。

そこで質問の第1は、八街バイパスの整備の現状について、お尋ねいたします。

質問の第2は、八街バイパスの完成の見通しについて、お尋ねいたします。

次に、質問の最後の第3は、八街バイパスの完成をもつての市内交通渋滞解消の貢献について、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終了いたします。具体的かつ明瞭なるご答弁をお願い申し上げます。

## ○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、防犯体制の確立について答弁いたします。

(1) ですが、近年の市内の犯罪発生状況につきましては、全刑法犯のうち約8割が窃盗犯であり、そのうち、乗物盗と非侵入盗がそれぞれ約4割、侵入盗が約2割の割合で発生しております。また、乗物盗のうち、約7割が自転車盗であり、非侵入盗のうち、約8割が部品狙いと車上狙い、侵入盗のうち、約5割が空き巣となっております。

なお、平成25年と24年を比較しますと、137件の増となっており、凶悪犯、粗暴犯が減少している反面、窃盗犯が108件の増となっております。

次に(2)(3)につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

市内の防犯体制の強化を目的に、昨年4月から、街頭犯罪の抑止と、犯罪発生時には警察への情報提供を行うため、5台の街頭防犯カメラの運用を開始したところでございます。

なお、運用開始以来、12件の画像を幹部交番及び佐倉警察署へ提供し、捜査活動に活用されております。

また、今年度2台の増設を予定しており、設置箇所につきましては、今後、八街幹部交番と協議を行い、決定してまいりたいと考えております。

今後とも、財政状況を見ながら、市民団体の要望がありましたことを鑑み、街頭防犯カメラの計画的な整備を行うとともに、犯罪抑止に向け、警察をはじめ市民、さまざまな関係団体との協力体制を強化し、防犯活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、基幹産業としての農業振興について答弁いたします。

(1) ですが、次代の担い手である新規就農者の定着は必須課題であり、後継者に対する育成・支援の重要性は十分認識をしております。このことから、千葉県等の関係機関と連携を図りながら、市指導農業士並びに農業士会の協力のもと、千葉県農業大学校からの派遣実習や農業者養成研修として研修生を受け入れし、実践的な知識や技術習得を実地に体験させることにより、新規就農者の育成を図っております。

また、大学生を中心にした乳搾り等の農業体験を通じ、出会いや交流の場を設け、農業への理解を深めていただくための活動を行っている団体等に対して支援を行っているところでございます。

さらに、国が行う、農業を始めてから経営が安定するまでの間、最長で5年間、年間150万円を給付する青年就農給付金事業を実施しているほか、市単独の支援策として、平成26年度より、青年就農給付金事業に該当しない新規就農者に対し、月額2万円を2年間給付する農業後継者育成支援給付金事業を実施しております。

今後におきましても、関係機関と連携を図りながら、後継者の確保に向けた育成・支援を継続してまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、農家でない方が農業をするために農地を借りたり取得する場合は、農

地法により規制されており、さまざまな要件がございますので、新規に就労することはかなり難しいと思います。農家でない方が農地を借りる方法としましては、農地の所有者が特定農地貸付法により市民農園を開設していただければ、一般の方に貸し出すことが可能となります。市民農園の開設につきましては、農政課において支援しておりますので、ご相談していただければと思います。

また、耕作放棄地対策につきましては、八街市地域耕作放棄地対策協議会において再生事業に取り組んでいるところでございます。これは、農家の方が経営規模の拡大を目的に、耕作放棄地を借り受け、再生し5年以上耕作すれば、国及び県の助成が受けられる制度で、昨年度は181アールの再生に取り組んでまいりました。

ご質問にありました、定年退職後の元気な方の力をかり、耕作放棄地の解消を進めていけないかということですが、千葉県では、県民ボランティアによる耕作放棄地活用応援団を組織し、耕作放棄地の解消・再生利用を進めております。現在、ボランティアの方を募集しておりますので、定年退職後の元気な方には、ぜひご参加いただけるよう、市の広報誌により周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、(3)ですが、地産地消を図るため、毎年開催している産業まつりを中心に、さまざまな機会を捉えて活動を展開しているところでございます。

産業まつりにおきましては、農産物共進会の開催や各生産者団体による野菜の販売、無料配布等により、たくさんの来場をいただいた方々に、広く地元農畜産物のPRができ、あわせて消費拡大も図られているものと考えております。

また、本年度におきましては、JAいんばグリーンやちまた園芸部と協働して、夏野菜の共進会を、産業まつりの一環として、展示・即売を含め6月28日に行うこととなっておりますので、さらなる農産物のPRと消費拡大につながるものと考えております。

また、八街市推奨の店「ぼっち」のほか、JAいんばや地元生産者による直売所も開設されており、消費者がいつでも新鮮な地元農産物を購入できる環境も整ってきております。そのほか学校給食におきましても、本市で生産された小麦を使ったパンの供給を行っているほか、市の特産品の1つであるニンジンを使ったゼリーの供給に向けて協議を行っているところでございます。

今後におきましても、さまざまな機会を活用し、関係機関と連携を図りながら、地産地消の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、(4)ですが、市では、産地間競争の中で、本市の農産物が消費者に選ばれ販路の拡大が図られるよう、従前よりPR活動を展開してまいりました。昨年度におきましては、5月1日から7日まで、東京都庁での全国観光PR物産展や、9月28日、29日に行われた関東甲信越B-1グランプリイン勝浦、10月19日、20日行われた浦安まつりなどを中心に、県内外の量販店等58カ所でのPR活動を実施いたしました。

また、ブランド化に向けた取り組みも実施してきたところであり、落花生につきましては、八街産落花生として商標登録もされ、全国的にも誇れるブランド農産物に発展してまいりま

した。近年では、千葉県の県産農産物ブランド化推進事業を活用し、小麦「ユメシホウ」のブランド化に向けた取り組みを実施し、学校給食へのパン供給に結び付けたところでございます。

今後とも、農業団体と連携し、販路拡大につながる本市農産物のPRなどに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、クリーンセンターについて答弁いたします。

今年度のクリーンセンターにおける年末のごみ受け入れにつきましては、平成26年12月27日まで延長して受け入れをし、12月28日から翌年1月4日までの8日間を休みとさせていただく方針であります。

昨年も、平成25年12月27日までの受け入れを、12月28日まで1日間延長し、12月29日から翌年1月5日までの8日間を休みとさせていただきましたが、以前までの年末の混雑状況と昨年とを比較しますと、年末の持ち込み者数が大幅に減少しており、広報やちまたやクリーンセンターへ事前の問い合わせ時における周知などによって、搬入日の分散化がなされたものと見られます。

また、昨年同様に、12月23日の祝日は、通常どおりの直接搬入を実施するとともに、収集業務につきましては12月29日までの実施を予定しており、市民の皆様方に不便をおかけしないよう対応してまいりたいと考えております。

今年度につきましても、クリーンセンターへの問い合わせ時や広報やちまたでの周知に加え、ごみの搬入者に対し、事前にお知らせするなどして、搬入日の分散化に向けたご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、質問事項4、街路灯について答弁いたします。

商店街の街路灯につきましては、商店街に來場された方々への安全・安心を確保するために、市内の商店会等が管理している街路灯の電気料の一部を市が補助しているところでありますが、近年、電気料金の値上げ等によりまして、各商店会等の電気料金への負担が増加し、市といたしましても懸念しているところでございます。これを改善させる1つの手段といたしまして、現在、関東経済産業局の補助制度であります高齢社会が進展する中、安心・安全に配慮した身近な快適な商店街を目指した商店街まちづくり事業を、各商店会等へ周知し、活用を進め支援しているところでございます。

この事業は、街路灯のLED化も補助対象となり、補助率は3分の2以内となっておりますので、既存の設備を改修させるには、商店会等の費用負担が少なく、大きな効果が得られるものと考えられます。平成25年度におきましては、文違商業会がこの事業を活用いたしまして、既存の街路灯70基をLED化したことにより、電気料金が約7割軽減され、高い効果が得られたものと感じております。

なお、平成26年度におきましても、3商店会が街路灯のLED化へ向けて検討しているところでございます。

市といたしましては、今後も、国・県等からのさまざまな情報を市及び八街商工会議所よ

り周知し、補助金申請を行う商店会への手続等の支援を行ってまいります。

次に、質問事項5. 八街バイパスの整備促進について答弁いたします。

(1) ですが、八街バイパスは、全体計画約3.2キロメートルの事業であり、これまでに約1.5キロメートルを供用したところでございます。残る約1.7キロメートルの区間について、八街市も協力しながら鋭意用地取得を進めているところであり、平成26年3月末の用地取得率は、面積ベースで約92パーセントと県より聞いております。

また、五区交差点から国道409号までの約1.2キロメートル区間について、優先的に整備を進めているところであり、現在、五区交差点より北側の一部区間において歩道を整備しております。

なお、今後は、交差点南側についても工事に着手する予定と聞いております。

次に(2)ですが、五区交差点から国道409号までの約1.2キロメートル区間について、平成28年度末の供用を目指し、工事着手に向け、関係機関と調整しているところであると、県より聞いております。また、早期の全線供用に向け、八街市も県と協力してまいりたいと考えております。

次に(3)ですが、八街バイパスの整備により、市内における通過車両が分散し、国道409号から、直接主要地方道千葉八街横芝線へ流入する車両が少なくなると予想されることから、八街十字路から五区コミュニティセンター前までの慢性的な交通渋滞が緩和されるものと考えております。また、市道六区1号線や三区35号線等へ流入する車両が減少すると思われまますので、安全面についての貢献度も高いものであると考えております。

なお、一部供用開始後の平成23年10月に行った12時間交通量調査において、八街十字路に流入する車両台数については、特に山武方面から流入が1千台程度減少し、渋滞長も約300メートル減少しております。

#### ○小菅耕二君

ご答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

最初に、防犯カメラの件でございますけれども、八街市内では、今年2月、3月にはひったくりが6件、空き巣が9件、自動車盗15件、車上狙い10件、オートバイ盗5件と発表されております。大変事件、犯罪が多く見受けられるようでございます。

そうした中で、防犯カメラが昨年4月から5台が運用開始され、本年度は2台設置されるということで、合計7台設置されるということですが、防犯カメラの設置運用は、犯罪事件の解決や犯罪の抑止に大きな有効手段であると明らかであります。市民からも、設置の要望を聞いておりますが、さらなる設置を望むものであります。

今後も防犯カメラの設置体制を積極的に増やしていく考えはあるか、お伺いいたします。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。現在のところ、5基の防犯カメラが設置されておまして、平成26年度、本年度予算におきまして、2台分の予算を計上してございます。市長の答弁にもあ

りましたように、今後、警察等との協議によりまして、設置場所を確定いたしまして、今年中には設置するという事になってございます。

佐倉署管内でも、八街が、自転車盗、自動車盗、またオートバイ盗等々、かなり増えてございます。防犯のグループもかなり活動していただいているところでございますが、やはり夜、夜中の事件等もかなりあるかというふうに思っております。そういう中で、防犯カメラの設置による犯罪を未然に防止する観点からも必要ではないかと思っております。

今後、予算のことも考えながらということになりますが、当然市民の要望等も含めまして、積極的に設置の方向で考えてまいりたいというふうに考えております。

#### ○小菅耕二君

防犯灯のさらなる設置を望むものでございます。

次に、農業についてですけれども、定年退職後の元気な方の農業への新規就労支援について、農地法の規制により、新規就労することはかなり難しいとのことでもございました。定年退職後の元気な方の力をかりて、農地の保全、耕作放棄地をこれ以上増やさないような施策を進めてはいかがか、伺います。

千葉県では、県民ボランティアによる耕作放棄地活用応援団を組織され、耕作放棄地の解消、再生利用を進めているとの答弁でありました。耕作放棄地や遊休地は、雑草がはえ、有害鳥獣の住みかとなり、またごみの不法投棄をされたりと、近隣の農家や住民に迷惑となります。また、一度荒れてしまった農地を元の優良農地に戻すには、数年かかると言われております。

八街市では、耕作放棄地をこれ以上増やさない施策が必要であると思っております。トラクターで年2、3回うない込めば荒廃を防げると伺っております。このような作業に、定年退職後の元気な方々の協力を得ながら協働作業を進めていってはいかがか、提案させていただきます。この件についてはどうでしょうか、お伺いします。

#### ○経済環境部長（吉野輝美君）

市長答弁でもございましたとおり、耕作放棄地活用応援団はボランティア事業として県の登録事業でございます。それなりの方々が応募いただければ、耕作放棄地の解消対策につながっていくとは考えております。

この応募期間といたしましては、平成26年10月1日から平成29年3月31日までの間、登録制でございますので、興味のある方は応募をいただき、ぜひともご参加いただければと考えます。

また、耕作放棄地対策といたしましては、ほかに、耕作放棄地対策協議会において、耕作放棄地を再生し活用いただける補助員制度等がございますので、そちらの方を活用して、平成25年度は、先ほど面積的に申し上げましたとおり181アールの解消に努めております。

そのような状況で、年々、少しではありますが、耕作放棄地の解消として面積的には減少している状況でございます。

以上です。

○小菅耕二君

ありがとうございました。

次に、クリーンセンターの年末受け入れ延長についてですけれども、今年の12月のカレンダーを見ますと、26日が金曜日です。27日が土曜日、28日が日曜日、29日が月曜日ということで、29日まで今年度は収集を行うということですが、共働き世帯の方やどうしても年の瀬間際まで働く方々がいらっしゃいます。そうした方々がいらっしゃるということも考慮していただいて、粗大ごみなどは予約を受け付けて引き取りに行かれるというようなことも伺っておりますので、最終の29日は、数量や件数などもある程度抑えていただきながら、予約受け付けで何とか引き取るような方法が考えられないか、伺います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

クリーンセンターは、年末まで直接搬入の受け入れ的なものはできないかということの中で、予約制のお話ですけれども、市長答弁でもございましたとおり、以前は、年末に集中することから、かなりの交通渋滞、要は県道千葉八街横芝線まで影響したという事例がございました。それらのことから、分散といいますか、集中しないように分散的な考えで、12月23日、休日ですけれども、そちらの方を開設して、また通常の収集運搬についても29日まで実施する方向で現在は考えておりますが、予約制の関係については、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○小菅耕二君

クリーンセンターの考えもいろいろございますでしょうけれども、市民要望もございますので、ひとつご検討のほどをお願いいたします。

次に、商店街の街路灯ですけれども、東日本大震災で福島原発の事故の後、電気料金の上昇が続いております。市では、各商店街に対して、商店街街路灯への電気料の助成も行ってあります。震災前とその後の助成金の推移を伺います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

電気料金の震災前と震災後の推移ですか。

○小菅耕二君

合計。

○経済環境部長（吉野輝美君）

10の街路灯の組織がございまして、震災前ですと、平成21年度で申し上げますと、電気料金、10の団体さんの総額を見ますと、421万646円が1年分でございました。平成24年で申し上げますと、590万3千668円と、大分増額となっております。

○小菅耕二君

今の金額は、平成24年度が590万円、平成22年度が420万円ということで、170万円上昇しているということでございます。

今年、文違商業会がいち早く街路灯のLED化を行ったということですが、先ほどの答弁で、電気料が7割軽減されたと答えておりましたけれども、具体的に7割とは、どの

くらの数字なのか、教えていただきたいと思います。

**○経済環境部長（吉野輝美君）**

文違商業会の街路灯の昨年度の実績で、途中からLED化ですので、4月から今年の1月まで10カ月間、これが通常の水銀灯の電気料金になるわけですが、10カ月間で81万3千685円かかっております。そうすると、1カ月当たり平均で8万1千円でございます。今年の2、3月、これがLEDに変更されて電気料金を支払っておるわけですが、その2カ月の合計で申し上げますと3万6千782円。そうすると、月平均は1万8千391円と、6万何千円の差があると。約7割何がしの減少になっているというような数字になっております。

以上です。

**○小菅耕二君**

今おっしゃられたように、かなりLED化によって電気料が軽減されるということです。街路灯のLED化は、市の助成の削減にも貢献します。また、商店街の運営にも寄与します。そして、何よりも環境に優しいということで、三拍子そろったよい方法ではないかと思っております。

ぜひとも、今後とも、10商店街がございまして、あと6商店街ですか、LED化が進められるよう、市の方々のご協力をお願い申し上げます。

次に、八街バイパスの問題ですけれども、平成23年5月に二区から大東区までの1千500メートルの区間が供用されまして、もう3年過ぎました。平成28年度まで未だに五区交差点から409号までの供用が見込まれておりますけれども、残りのいわゆる大東区から409号まで500メートルです。3.2キロメートルのうちの0.9キロメートル。その完成の見込みというのは、市ではどのように考えているのか、伺います。

**○建設部長（武井義行君）**

今、小菅議員さんがおっしゃいましたように、県におきましては、大関入口から409号線までの区間、1千200メートルですが、これを平成28年度末までにまず完成させようということで、事業を進めております。残る500メートルの区間については、まだ地権者との交渉が終了していない区間があります。この交渉が終了すれば、事業の見込みというのがある程度立ってくるころですが、現状まだ用地費等の額がなかなか折り合いがつかないということで、進展していない状況もございまして、今後、県、市があわせて現状を見ながら交渉を進めて、早期の完成を目指したいというふうに考えております。

**○小菅耕二君**

用地の取得が難しいということですが、用地取得の早期の解決に向けて、全力で取り組んでいただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（林 修三君）**

以上で誠和会、小菅耕二議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

## ○鈴木広美君

誠和会の鈴木広美です。本日最後ということなので、気持ちよく元気にやっていきたいと思いをします。

今年の4月より榎本副市長をはじめとし、執行部や各担当課などの人事異動があり、特に執行部については、総務部長をはじめとし、かなり多くの部課長が変わり、北村市長をトップとした新しい組織体制が始まりました。八街市の未来の発展に向けて、ともに、自助、公助、共助をもとに、安定した行政運営のかじ取りをお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問事項1、未来へ向けての安心・安全な街づくりについて。

要旨（1）防災についてお伺いをいたします。

東日本大震災以降、国をはじめとし県、市町村、さらに地域の自治会などさまざまなところで、防災について、協議や見直しが行われてきております。本市においても、新しい地域防災計画のマニュアルができ、市の職員等による防災訓練なども行われました。担当課につきましては、また関係職員の方々は、大変苦勞されたと思います。

また、防災課の方々におきましては、日常的にさまざまな相談や対応が求められており、日々の業務をこなすのに多くの時間を取られているのが現実ではないかと思いをします。

そこでお伺いをいたします。

①防災課の役割と人員数について、まずお伺いをいたします。

②危機管理の体制について、お伺いをいたします。

次に、（2）空き家対策についてお伺いをいたします。

今、全国で空き家が増えており、その数は757万戸にのぼるそうです。この数字は今年4月30日に出されたものでありますが、空き家対策については、今までも条例案も含めいろいろと話がありました。また、法律的な壁もありながら対応・対策の方向が決まらないのが現状であると考えます。

しかしながら、国会の中でも空き家に対する動きが出されており、また、民間を含め幾つかの自治体や行政などが、空き家を利用し、街おこしなどにつなげているところも出てきております。また、全国で最も空き家率が高い山梨県では、独自の調査を始める自治体や、シェアハウスとして利用する動きなど、さまざまな活用を考えた取り組みがされております。本市においても空き家の実態調査を行い、活用のできるものは活用していくべきだと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

まず、①現在の空き家の状況について、お伺いをいたします。

②今後の対応策について、お伺いをいたします。

次に、（3）電子入札についてですが、昨年度は、いろいろな経済背景のもとに、建築関係や土木関係などに、材料不足や価格の高騰、にんく代の高騰、人工不足などにより、全国的に入札不調という現象が多々見られました。

本市におきましても、学校関係4校の耐震工事の入札不調となりましたが、担当課などの努力により、今年の4月に、電子入札により工事業者が決定をしたと認識をしております。また、今年度4月より、従来の入札制度を一部変更し、電子入札制度へ切りかえをしたと聞いております。

そこで、電子入札制度の幅を広げたことによるメリットなどを含め、①現在の状況などがわかりましたら、説明をお願いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。新しい執行部の皆様には、未来に向けての安心・安全な街づくりのために、希望の持てる答弁を期待しております。

## ○市長（北村新司君）

質問事項1、未来へ向けての安心・安全な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①と②は関連がございますので、一括して答弁いたします。

防災課は、安心・安全な街づくりを推進するため、主に防災関係、消防関係、交通安全関係、防犯関係の4つの分野を担当しております。現在の事務の執行体制につきましては、課長以下、災害対策担当1名、消防防災担当3名、交通防犯担当3名の8名体制となっております。また、ここ数年の市民の防災意識や防犯意識の高まり等を背景として、防災課の果たすべき役割も、年々重要度を増してきており、この傾向は今後も続くものと考えております。

また、本市の危機管理体制については、災害対策担当1名を他の職員がフォローする形をとっております。市町村によっては、危機管理監を置いて、その下に危機管理室などの専門的な部署を設置しているところもございますので、本市の危機管理体制では十分というわけではございません。

今後におきましては、危機管理・消防・防犯・交通安全の重要性を十分に考慮し、体制の充実・強化につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、(2) ①ですが、空き家は管理不十分でありますと、景観の悪化や、防災や防犯機能の低下、火災の発生の誘発、ごみの不法投棄の誘発など、さまざまな問題の発生が懸念されます。総務省が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査によりますと、2008年10月1日現在、八街市の総住宅戸数2万8千370戸のうち、空き家は、アパートなどの賃貸住宅を含め3千660戸ございました。これは率にして12.9パーセントであり、県内平均の13.1パーセントを若干下回っております。

なお、昨年実施された最新の住宅・土地統計調査につきましては、7月以降に順次公表されると伺っております。

次に、②ですが、今後の空き家についての対応策でございますが、空き家対策の方向性としては、大きく分けて2つの考え方があると思われれます。

第1は、問題のある空き家の撤去を促進するという方向性であり、第2は、活用可能な空き家について、その利用を促していくという方向性であります。特に第二の活用可能な空き家の利用促進策につきましては、空き家バンクの設置などが考えられ、県内においても、主として人口減少が著しい自治体において、空き家バンクが設置されていると伺っております。

本市においても、移住・定住促進策の観点から、今後の検討課題として調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に（３）①ですが、平成２６年４月より、千葉県と県内市町村等が共同で利用しておりますちば電子調達システムを利用し、これまでの紙入札から電子入札へ移行いたしました。

この電子入札システムを導入したことにより、談合等の不正行為の防止、発注業務の簡素化や入札に関する費用の縮減、入札に参加しようとする者の事務手続の負担軽減、利便性の向上等が挙げられます。

次に、４月からの入札契約制度の改正といたしましては、全ての入札案件を制限付き一般競争入札へ移行いたしました。このことにより、今までよりも多くの入札参加者が見込めることとなります。

なお、建設工事等につきましては、競争性や公平性が確保できる範囲において、地域要件等を設定し、市内業者の育成にも努めてまいります。

また、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取り引き秩序をゆがめ、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあり、施工監督の強化など行政コストの増大を招くこととなります。このため４月から、ダンピング対策の強化といたしまして、低入札価格調査制度を導入し、最低制限価格の見直しを行いました。また、入札及び契約に関する情報の公表につきましても、ちば電子調達システム及び市ホームページを利用し透明性及び公平性の確保を図ってまいります。

#### ○鈴木広美君

答弁ありがとうございました。

それでは、時間もたっぷりございますので、幾つか再質問をさせていただきます。

最初に、防災についてですけれども、まず最初にちょっとお聞きしたいのが、災害対策担当が１名おられるということで、この災害対策担当の方の仕事内容、業務内容ですね、それをちょっと詳しく教えていただきたいんですが。

#### ○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。災害対策の担当ということで１名、これは昨年度、地域防災計画の見直し業務について、主としましてその１名が中心となって行ったところからがスタートでございまして、今年度につきましては、その見直しを行ったものを、今度は肉づけをしていくということで、今、地域の方に出向いての勉強会ですとかそういうものに、それなりの資料を作成した上で、例えば避難所マニュアルですとか、自主防災組織の立ち上げに対する説明会ですとか、それぞれの地域での勉強会等に講師というわけではございませんが、職員として説明に参っているということを含めまして、なおかつ、防災計画の見直しをしたところですが、現状にあった細部にわたった防災対策、この辺についても検証しながら、実践に向けた有効な計画になるようにということで、担当者は一人ではございますが、地道にといたしますか、行っております。

先ほど来、ご質問等もあったわけですが、やはり地域に密着して、皆様方に自助、共助の自覚をしていただくということが、私どもの第一の目的ということで、それを踏まえた上で、この防災担当が今まで日夜やっているところでございます。

**○鈴木広美君**

今のお話を聞いて、特に防災課の方々は、日頃、本当に日常的にさまざまな対応をされておられて、以前から比べるともう1名、人員が増えたということはお話を伺っているんですけども、それにしても、この災害対策担当が1名ということで、仮にこの方が具合が悪かったり、お休みだったりとか、そういったときの連携プレーがどのようにとられているのかなというのは、実際ちょっと非常にクエスチョンだなと。できることであれば、災害対策ですから、一人ではなく人の配置として考えると、二人以上欲しいのではないかと。あるいは専門的な部署といいますか、そういったものができるような、そういった方向付けのお考えはできるのでしょうか。

**○総務部長（石毛 勝君）**

私も4月からの担当職員とも連携を持って仕事をしているわけですが、非常にウエートの大きい仕事でございまして、やはり心配なところはもちろんございます。体調面の方ですとそういうものもございまして。そういうところでも、一人で担当しているとはいうものの、先ほど市長の方から答弁がありましたように、防災課は課長を含めて8名おりますが、その都度、防災関係につきましては連携をとりながらやり、また消防防災班の人数も限られておられて、この防災担当の職員も非常時には火災等についても出動しているというような状況を踏まえて、やはり八街市にとって重要な防災対策でございまして、今後につきましては、検討していかなければいけないのではないかとこのように思っております。

**○鈴木広美君**

それと、災害対策担当1名、先ほど市長答弁の中で、他の職員がフォローすると。今、総務部長の方でもお話がありましたが、この他の職員というのは、同じ防災課の中の職員なのか、あるいは他の課の職員たちなのか、その辺をお聞かせいただいて、また何人ぐらい、もしほかの課の方々で組織されているようなことであれば、何人ぐらいで構成されているのか、もしわかりましたらお願いします。

**○総務部長（石毛 勝君）**

通常業務の中での防災担当業務につきましては、防災課職員は先ほど申しあげました課長を含めて8人おりますが、これが連携を持ちまして業務をしているということでございまして、もちろん当然のごとく災害等が発生した場合には、防災計画の中にあります組織をきちっと立ち上げての動きになるかと思っております。

**○鈴木広美君**

非常に、先ほどもお話をしましたけれども、防災課は常に24時間体制といってもいいぐらい非常に忙しい場所であると。ほかの課もいろいろとあるかとは思いますが、災害はいつ起こるかわかりません。やはり体制の充実、強化について、検討ではなく、期限を

つくって一日でも早く危機管理室、あるいは専門的な部署などの組織体制を作ることを強く希望いたします。

次に、(2)の空き家対策についてです。まずお聞きしたいんですけども、本市で、まず空き家に対する独自の調査、こういったものは行われているのか、お聞きいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

空き家の現状につきましてですが、防災、防犯、衛生、いろんな問題点がございます。あるいは住宅として使用可能であるのか等の調査も必要になってきようかと思いますが、大変残念ながら、現状につきましての調査は現段階では行っておりません。

○鈴木広美君

これは昨年の12月議会で、空き家・空き地に関して、私がここで話をさせていただいたことがあるんですけども、そのときも、この空き家に対して担当課、あるいは担当部署という窓口というのですか、そこが多分正式にまだ決まっていないのが現状だと思うんですが、これは今後、部署あるいは担当窓口というのですか、そういったもののお考えがあるかどうか、お願いします。

○総務部長（石毛 勝君）

これも、私どもとしては課題になっているところございまして、空き家についての担当課が決まっていない、ましてやその担当者も決まっていない状況を見ますと、やはり問題点というのは非常にあろうかというふうに認識しております。関係課が複数にわたるということもあるわけございまして、そういったものにつきましての中心となる課がなければ、先に進むことも非常に難しいのではないかというふうに思っているところございまして、国の法の整備等の動きがある中で、こういうことも見据えながら、私どもの方も担当窓口、または担当部署等を検討し、決めていかなければいけないというふうには思っております。

○鈴木広美君

前向きに、これはつくっていただきたいんですけども。

冒頭でもお話をさせていただいたんですけども、今回この空き家対策について、今の条例に限らず、全国的に自治体あるいは民間が歩み寄って、空き家をどのように活用していくかという流れが、ここにきて大分出てきておるんです。本来、私は、今回この空き家対策について、対応策、対応ということで、その辺をもう少し例題を挙げてお話をしようかと思ったんですが、先ほどお話をしていました担当課とか部署、その窓口がないので、多分その活用できる云々の話をして、実際問題、多分前へ進まないのが現実だと。それであれば、早急に担当課あるいは担当部署を明確にして取り組めるような、先ほどの防災課ではないですけども、内部的な組織づくりといったものをまずつくっていかないと、こういった議論にはなっていないのかなということ、ちょっと実感しているんですけども。

それと、先ほどの市長答弁の中で、検討課題として調査研究を行うというお話があったんですけども、これもただ調査研究をするには、担当課、担当部署がないと、そういったものには進んでいかないと私は判断しているんですけども、一応、最後に、やっぱり担当課をつく

って、実態調査、研究をして、民間企業、それと区行政あるいは地域の皆さんの協力をいただいて、活用できるものは活用し、防犯・防災上の問題があるものに関しては、法律の範囲内で対応、対策をとり、1軒でも空き家を減らしていけるような組織体制を、まずつくっていただきたいということを、強く要望いたします。

最後ですけれども、(3)の電子入札です。

電子入札に関して、非常に費用の縮減、手続の負担軽減、または入札制度に関する透明性、公平性と、数多くのメリットが見られるということで、また一步進んだところで、低入札価格調査制度といったものが導入されて低価格、要するにダンピングが起きないようにということで、そういったものに関しては非常に高く評価できるものだと思いますので、今後も価値ある入札が行われていくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

**○議長（林 修三君）**

以上で誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問はこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（林 修三君）**

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（延会 午後 4時35分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第12号

提案理由の説明

2. 一般質問